

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更）について  
（諮問第 1 1 9 3 号）

< 目 次 >

1	報告書 .....	1
2	答申書（案） .....	3 5
3	申請概要 .....	3 7
4	審査結果 .....	4 7

別添

接続約款変更認可申請書（写）（東日本）

接続約款変更認可申請書（写）（西日本）

平成19年10月26日

情報通信審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

## 報 告 書

平成19年8月31日付け諮問第1193号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）
  - ・ 複数の中継ダークファイバ及び局舎スペース等（以下「コロケーションリソース等」という。）を一体として利用する場合の手续として、当該複数のリソース等を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部のコロケーションリソース等について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること。（考え方5）
  - ・ 接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手续として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部の電柱について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること。（考え方16）
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）

- ・ 総務省においては、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の運用について、コロケーションリソース等の利用に係るNTT東西と接続事業者との協議の実施状況について、四半期ごとにNTT東西から報告を受け、当該報告を踏まえ、平成19年度末を目途に措置の見直しについて検討すること。（考え方4）
- ・ 総務省においては、NTT東西に対し、コロケーションリソース等の更なる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めることを要請すること。（考え方4）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
 (電気通信事業法施行規則等の一部改正を踏まえたコロケーション手続等に係る変更) (案)

1. 中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備

(1) コロケーションリソース等の過剰保留の抑制措置

意見	再意見	考え方
意見1 コロケーションリソース等の過剰保留の抑制措置に賛同。	再意見1	考え方1
<p>不要または過剰なリソース保留を抑制するために、現在設けられている保留期間を廃止することは、有効な手段の一つであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備については、中継ダークファイバ・局舎スペース等の利用確認が改正前よりも円滑に行なえることが期待できるため、賛成します。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p> <p>中継ダークファイバ、局舎スペース等が実際には使われないまま過剰に保留されているために空きがなくなり、本当に必要な事業者が利用できない状況を抑制する仕組みとして、NTT 東西殿の今回の申請の主旨そのものには賛同いたします。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	-	-
意見2 リソースの保留を要しない申込みを新たに整備したことに賛同。	再意見2	考え方2
<p>接続事業者のネットワーク構築において、設計時点における予備的情報の入手が可能となり、コロケーションリソース等(局舎スペース等、中継ダークファイバ)</p>	-	-

<p>イバ)の過剰保留を抑制し有効なリソースの活用を行うために一定の効果があるものと考え賛成いたします。</p> <p>(ビック東海、ザ・トーカイ)</p>		
<p>意見3 リソース保留を要しない申込みを整備したとしても、当該申込みを実施した後に、さらに線路設備調査又は接続申込み等を行う必要があり、従来と比べて2倍の期間と調査費用が必要となるため、実効性がない。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>NTT 東西は接続約款変更案に係る説明会(2007年9月12日)において、設備保留を伴わない事前照会手続きを整備したとして、違約金発生を避けるためにこれを活用してコロケーションリソース等の利用可否を確認した上で、引き続き設備保留を伴う線路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及び設置申込みを実施することを推奨しています。しかしながら、コロケーションリソースを確保するためには、事前照会申込みを実施した後に、さらに線路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及び設置申込みを行う必要があり、従来と比べて2倍の期間と調査費用が必要となるため、実効性がないものと考えます。また仮に線路設備調査及び相互接続点調査の期間を短縮する等の手続改善を行った場合であっても、事前照会の回答後に他の接続事業者による線路設備調査又は相互接続点調査に係る申込みが行われた場合には事前照会の回答にもかかわらずコロケーションリソース等が確保できない可能性があることから、本手続は無料保留期間を全て廃止することを代替する手続としては不十分であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ソフトバンク BB 株式会社様、ソフトバンクテレコム株式会社様、ソフトバンクモバイル株式会社様より提出されております意見書の「設備保留を伴わない事前照会手続きを整備(は)・・・中略・・・実効性がない」とするご意見に賛同いたします。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>平成19年3月付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「答申」という。)に示したとおり、接続事業者からの申込みのうち、相当程度が利用されずキャンセルされている実態を踏まえると、中継ダークファイバ及び局舎スペース等(以下「コロケーションリソース等」という。)の手続における非効率性を排除し、その有効活用を図る観点から、当該リソース等に係る調査回答と保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合のみ保留が行われるようにすることが適当である。</p> <p>これを踏まえ、今回の変更案は、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続に加えて、保留を要しない申込手続も選択的に利用可能とするものであり、これはコロケーションリソース等の過剰保留の抑制に資するものであることから、改めて調査申込を行う期間等を要することをもって、その実効性が否定されるものではない。</p> <p>ただし、今後の運用実態を踏まえ、具体的な問題点等が生じた場合には、必要に応じ、当該手続の見直しを行うことが適当と考えられる。</p>

本変更案では、中継ダークファイバ及び局舎スペース等(以下「コロケーションリソース等」という。)の過剰保留を抑制することを目的として、違約金を要しない保留期間の廃止が規定されていますが、この規定は、2つの理由にて適切ではないと考えます。

接続事業者側の手続きの実態を考慮していません。

当社では、自らのネットワークの構築計画にしたがって、調査手続きを行っていますが、調査段階ではNTT東西の各コロケーションリソース等が利用可能(“各コロケーションリソース等として”もしくは“ネットワーク全体として”)かどうかを確認していないため、調査回答受領後に改めて内容精査をおこない、設置並びに接続申込を行っています。

このように、接続事業者側の必要とするコロケーションリソース等が、必要とするタイミングで必ずしも利用出来ない現行ルールにおいては、調査申込と接続申込を同一とする手続きは、実態上問題があると考えます。

また、後述するように、結果として利用出来ないコロケーションリソース等に対しても、違約金の請求を認めることは、公正なルールとは言えません。

新設された“保留なし手続き”は、利用用途がない。

この“保留なし手続き”については、“保留あり手続き”と、同じ調査期間が規定されており、かつ接続事業者が現にコロケーションリソース等を利用しようとする場合には、改めて“保留あり手続き”を行わなければならない、ネットワーク構築に要する期間が単に長期化するだけで、接続事業者としては利用するメリットが全くない手続きと言えます。

このように、上記の変更案は、接続事業者に対し

<p>てデメリットが多く、円滑なネットワーク構築手続きを妨げる内容になっているのみで、過剰保留を抑制する効果は期待出ないと考えます。また、「「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(案)に対する意見及びその考え方”の考え方 45 で示されているような過剰なルールに該当すると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見4 「調査回答」=「設置(接続)申込承諾」とすると、調査回答後に接続の要否を検討する機会が奪われ事業活動に支障を来すことから、1か月程度の検討期間(無料保留期間)が必要。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>今回の変更案には、答申の趣旨を超えた規定が含まれていると考えます。</p> <p>例えば、局舎スペースと電力の双方が利用可能でない限り、実質的に接続事業者がコロケーションを行えないにも関わらず、今回の変更案では必ず違約金が発生することとなり、過剰な対策であると考えられます。</p> <p>従って、以下のとおり今回の変更案を見直すことが適当であると考えます。</p> <p>・無駄なコロケーションリソースを保留しないためには、接続事業者の努力が必要である一方、NTT東・西の中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する開示情報の更新頻度(現状の更新基準は不明確)及び精度(現状A～Dの4ランクで表示)を上げることや、調査期間を短縮することも大変重要です。NTT東・西においては開示情報の更新頻度の増加・改善と、調査期間の短縮に努めるべきです。</p> <p>・上記対策が行われるまでの当面の間、「調査回答」=「設置(接続)申込承諾」とするのではなく、接続事業者側の検討期間として1ヶ月を確保すべきです。</p>	<p>左記意見に賛同致します。</p> <p>無駄なコロケーションリソースを保留しないためには、接続事業者の努力が必要である一方、NTT東・西が調査期間を短縮すること等も大変重要です。双方の努力によって、コロケーションリソース等の調査と利用/解除のサイクルを短縮化することは、リソースの有効活用に資すると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>コロケーションリソース等については、接続事業者様が一旦リソース保留されたにもかかわらず、利用されことなくキャンセルされるといった過剰保留が多く発生している状況にあります(中継ダークファイバの場合、申込みの約4割、局舎スペース等の場合、申込みの約5～6割がキャンセル)。また、キャンセルの大多数(中継ダークファイバ、局舎スペース等のキャンセルの約7～8割)は、無償保留期間のぎりぎりまで保留した後、利用されことなくキャンセルされている状況にあります。</p>	<p>今回、コロケーションリソース等に関する情報提供等の規定を整備することにより、接続事業者は、接続の申込み前に、当該リソース等の利用可否を確認しその内容を十分に検討することが可能である。また、考え方5に示す措置も併せ講ぜられることとなることを考えると、事業者が、調査回答後に接続の要否を検討するための期間を設定する必要はないと考えられる。</p> <p>ただし、これらの措置の有効性を検証するため、NTT東西は、接続事業者からの要望に応じて、コロケーションリソース等の利用に係る協議を実施した場合、その実施状況について、四半期毎に行政当局に報告することが適当である。行政当局においては当該報告を踏まえ、平成19年度末を目途に、当該措置による手続の見直しについて、その要否を含め、改めて検討することが適当である。</p> <p>なお、NTT東西においては、コロケーションリソース等の更なる有効活用に向け、調査期間の一層の短縮化に努めることが適当である。</p>

(KDDI)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)による今回の接続約款変更は、全般的にコロケーション手続において従来あった無料保留期間を廃止し、厳密な違約金徴収規定を導入する等、接続事業者における中継ダークファイバ、局舎スペース、電柱、加入ダークファイバ及び局内光ファイバ等(以下、「各種設備等」という。)の利用手続を過度に制限するものであり適当でないものと考えます。

NTT 東西においては、指定電気通信設備を所有する第一種指定電気通信事業者として、常により一層の設備開放及び公平性の確保が求められているところです。この点で、今回の接続約款変更案において違約金の徴収や設備保留に係る規定を明確化することにより、従来個別の事業者ごとに定めていた運用について事業者間の公平化が図られたことには一定の評価をすところす。しかしながら、接続事業者に接続の要否に係る検討期間を与えないまま違約金を徴収する等、過度に NTT 東西の都合を優先した規定への変更を実施することは、NTT 東西の利用部門と接続事業者との同等性の確保をより一層困難にさせるものと考えます。

また、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(2007年3月30日。以下、「答申」という。)においては、コロケーション等が一層円滑に行われることが目的とされているところです。例えば今回の接続約款変更案にある局舎スペース工事着手から工事完了までの期間が無期限に延長可能であったものに一定の制限を加えるといった規定整備は、各種設備等の過剰保留の解消につながるものであり、一定の妥当性があるものと考えますが、無料保留期間を全て

今般、こうした状況を改善するために、リソースの過剰保留を抑制する観点から、情報通信審議会答申(「回答と保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合にのみ保留が行われるようにするとともに、無料保留期間を短縮すること等により、不要な保留を抑制する仕組みにすることが適当」等)が示されたことを受け、当社は、以下の仕組みの導入を内容とする接続約款変更認可申請を行ったものであり、これら仕組みを組み合わせることで、有限なリソースの有効活用が図られるものと考えております。

調査回答とリソースの保留が一体となっている現行ルールを見直し、リソースの保留の可否を選択できる手続の整備  
保留を要する申込みがなされた場合の無償保留期間の廃止  
保留期間の短縮  
中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続の整備  
新たにコロケーションリソース等に空きが生じた場合の、その旨の情報提供  
なお、当社としては、接続事業者様のご意見等を踏まえ、接続事業者様が複数のリソースを一体として利用することを希望される場合に、一部のリソースが提供不可であった場合の対処について検討する考えです。

ただし、「現行同様、一定期間の無償保留期間を設けるべき」とのご意見については、リソースの過剰保留の抑制に逆行するものであることに鑑み、それを採用することは適当でないと考えております。



<p>廃止することにより接続事業者の各種設備等の利用      手続を困難にさせることは、接続事業者によるコロケ      ーション等の利用の差し控えを誘引する可能性が      あり、コロケーション等が一層円滑に行われることを      目的とした答申の趣旨に逆行するものであるため、      認めるべきではないものと考えます。答申の目的を      達成するためには、各種設備等の過剰保留を厳格に      抑制するだけでなく、NTT 東西の接続約款変更と      それにあわせて策定する具体的な運用ルールにおい      て、接続事業者の実際の運用に即した形で一定期      間の合理的な無料設備保留を認める等、各種設備      等の利用を促進する措置を最低限担保する必要が      あると考えます。</p> <p>今回の接続約款変更に伴い、従来 NTT 東西の線      路設備調査及び相互接続点調査結果回答後接続申      込み、設置申込みや工事着手までの間に一定の無      料設備保留期間(中継ダークファイバの場合で最大      3 ヶ月間、局舎スペースの場合で最大 6 ヶ月間)が      あったものが全て廃止されており、NTT 東西への線      路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及      び設置申込みを同時に行い、当該調査結果の回答      と同日から違約金が生じるという規定に変更されて      います。この接続約款変更案は、以下に挙げると      おり接続事業者における中継ダークファイバ及び局      舎スペース等(以下、「コロケーションリソース等」と      いう。)の利用手続を過度に制限するものであり、      認めるべきでないものと考えます。</p> <p>接続事業者の一般的な業務運用において意図せ      ぬ違約金が生じることは望ましくないことから、従      来の接続約款規定において相互接続点調査回答      又は線路設備調査回答を受け取った後 1 ヶ月以      内に相互接続点設置申込み又は中継ダークファイ      バの接続申込みを要するとして接続事業者にお      ける検討期</p>	<p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
--	------------------------	--

間を確保していたことをふまえ、従来規定と同様に調査回答後、相互接続点設置申込み又は中継ダークファイバの接続申込みまで1ヶ月間の無料保留期間を確保することが最低限必要であると考えます。こうした運用を実現することにより、前述の(1)から(3)の場合においても接続事業者は接続要否の判断を行うのに必要な検討期間を確保し、意図せぬ違約金の発生を避けることが可能となります。また、この修正内容であれば、答申におけるコロケーション等が一層円滑に行われること及び設備の過剰保留解消という趣旨の双方が十分に達成できるものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

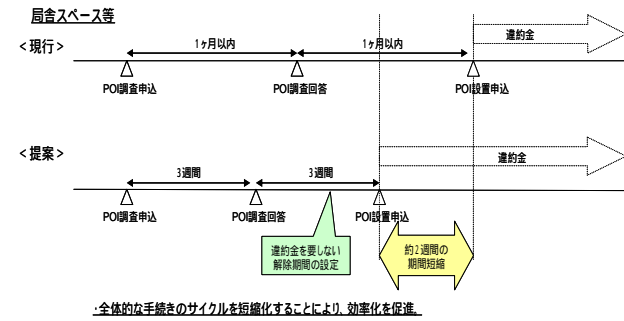
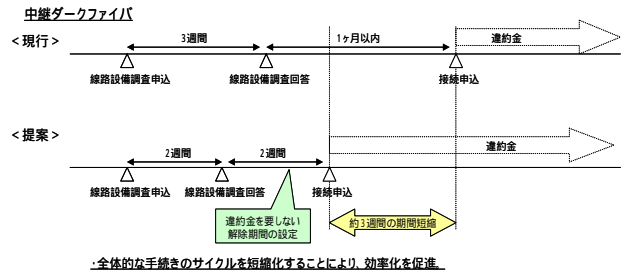
本変更案で規定されている違約金の有無に基づく手続きの選択では、コロケーションリソース等の問題は根本的には解決せず、NTT東西と接続事業者の双方にメリットが出るような手続きルールにすべきと考えます。

具体的には、保留期間の短縮(局舎スペース等)と同様な考え方で、別添のとおり、コロケーションリソース等の調査と利用/解除の現行サイクルを短縮化することによって、リソース有効活用の効果が得られると考えます。

これによって、接続事業者では調査回答の早期受領、NTT東西では接続事業者からの利用の意思判断の早期回答を実現することが出来ると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

(別添)



無料期間を廃止して調査回答時点からの違約金を設定することに反対します。

本件に係る他事業者の意見にもあるように、接続事業者が複数局舎のコロケーションリソース等を利用してネットワークを構築しようとする際に、いずれかの局舎スペース等、または中継ダークファイバにおいてリソースの提供が受けられない場合、申込みを行った一部または全部をキャンセルすることが想定されます。

仮に保留を要しない申込みを事前に行って予備的信息を入手した後に保留を要する申込みを行った場合でも、現実的にリソースの提供が受けられないケースが想定され、その際にリソースの枯渇を予見で

<p>きない接続事業者が調査回答日にキャンセル申込みをしても費用負担が発生することは合理的ではないと思われま。</p> <p>なお、保留を要する申込みにおいて、現状の無料保留期間(局舎スペース等:最大6ヶ月、中継ダークファイバ:最大3ヶ月)を短縮し、最低限の無料保留期間(例:最大1ヶ月等)を設定することで過剰保留を抑制する本件の目的を達成できると思われま。</p> <p>(ビック東海、ザ・トーカイ)</p> <p>事業者としては申し込みなくしては NTT 東西殿からの正式な提供の可否を知ることができない中、一方的に違約金が発生し、事業者側としての申し込みの検討する余地を奪われ事業活動への支障をきたすものと考えま。</p> <p>従いまして、いきなり保留期間を廃止するのではなく、現在可能となっている保留延伸の制度のみを廃止し(保留期間は1ヶ月のみとなるが、これにしても上述のとおり、回答が一度に揃わない現状では余裕のある期間とはいえない。)、運用実績を踏まえた後に必要があれば、保留期間の廃止について検討するというステップがあってもよいのではないかと考えております。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>		
<p>意見5 複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合、一部リソースの利用不可によって、既に利用可能となった他のリソースをキャンセルすることもあり得る。申し込んだリソース等の一部でも利用不可となった場合、全てのリソース等を違約金なしにキャンセルできるように要望。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>接続事業者が希望する局舎スペース・電力等のコロケーションリソースを全て利用したい場合は、コロ</p>	<p>左記意見に賛同致します。 接続事業者が複数の局舎をまたがるコロケーシ</p>	<p>接続事業者の指摘のとおり、局舎スペース、電力等の複数のコロケーションリソース等を一体と</p>

ケーションリソースが一部でも不足する場合は「利用不可」で回答する等、パッケージ単位(局舎スペース+電力等)での調査回答を受けられるような措置が必要です。すなわち、局舎スペース・電力等のコロケーションリソース毎の個別回答による違約金適用は行わない規定とすべきです。

(KDDI)

(1) 一体として利用するコロケーションリソース等の一部利用不可による違約金発生

個々の局舎スペースの利用に際しては、局舎スペースのほか、受発電設備、空調等の利用可否についても調査を実施し、個別のコロケーションリソース等の利用可否回答を得る中で、その一部が利用不可となった場合には当該相互接続点の設置(局舎スペースの利用)を取りやめることが、接続事業者における一般的運用です。このとき、今回の接続約款変更案では最終的な相互接続点の設置(局舎スペースの利用)を取りやめた場合に、事前に利用可否回答のあったコロケーションリソース等について違約金が生じることとなり、問題となります。

(2) 複数局舎のコロケーションリソース等の一部利用不可による違約金発生

接続事業者が複数の局舎をまたがるコロケーションリソース等の利用により網構成を行う場合、いずれかの区間の中継ダークファイバや局舎スペース等について利用不可となった場合、当該複数局舎にまたがる網が確保できないため、一般的に接続事業者は当該複数局舎全ての利用を取りやめます。このときも(1)の場合と同様に、事前に NTT 東西より利用可否の回答を得ていた局舎のコロケ

ーションリソース等の利用により網構成を行う場合であって、いずれかの区間の中継ダークファイバや局舎スペース等のコロケーションリソースが不足すれば当該複数局舎全ての利用を取りやめると意思表示した場合は、違約金の適用対象外とすべきです。

(KDDI)

多くの接続事業者からも意見がありますように、コロケーションリソースの一部(または、一局舎、中継ダークファイバの一区間)が不可回答の場合は、その他のリソースを解除するケースが発生しますので、調査回答イコール POI 設置申込とするには不適切と考えます。

解決策(例)として以下のような個別の対応も想定できますが、NTT 東西殿ではリソース内容における接続事業者の利用可否を一律に判断できないこと、一部不可回答受領後であっても接続事業者でネットワーク計画に基づき精査の必要があることなどから、いずれの例も、現実的ではなくかつ両者の業務運用が煩雑になるのみで、実効性も見込めず、適切ではないと考えます。

< 適切ではない例 >

・NTT 東西殿による一部のリソース可回答を廃止し、一部でもリソース不可がある場合は全てのリソースを不可回答にする。

・コロケーションリソース毎に接続事業者の解除理由に応じて、違約金発生の有無を判断する。

したがって、接続事業者の観点からは、必要最低限の保留期間の設定は必須と考えます。

現行の運用をベースにして調査、回答、設置といった一連の手続きに係るリソース活用サイクルの短縮化を行うなど、NTT 東西及び接続事業者

して利用することとしている場合、当該リソース等の一部について利用不可の回答があったときは、その他のリソース等もキャンセルせざるを得ないが、この際、違約金が発生することは適当でないと考えられる。

したがって、NTT 東西においては、複数のコロケーションリソース等を一体として利用することとする場合、その申込みも選択できるように措置するとともに、当該申込みを選択した場合の調査において、一部のリソース等が利用不可であった場合は、一体として利用不可との回答を行うことで、違約金が発生しないこととする等の措置を講ずることが適当である。

<p>ーションリソース等について違約金が生じることとなり、問題となります。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>保留の要否が選択可能であっても、保留あり手続きにおいて違約金を要しない保留期間が廃止されることは、以下の理由により、接続事業者の利便性を損ねるものであり、現状の運用にそぐわない手続きであると考えます。</p> <p>違約金を要しない保留期間の必要性について  接続事業者は、POI 調査費用、コロケーション費用等について、少しでも無駄な支出を抑えるために、綿密なネットワーク計画をたて必要最小限のリソースを確保するようにコスト削減を図っています。POI 調査内容が全てリソース確保できれば、回答イコール POI 設置として問題ありませんが、不可回答があった場合は、ネットワーク計画等を変更する必要があり、それに伴ったリソース解除も必ず生じます。接続事業者には、回答内容を精査したうえで利用可否の判断をする期間は必須であり、現行の違約金ルールがあるにも係わらず、結果的に利用できないリソース等に関しても、新たに違約金を請求する手続きを追加すべきではないと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>当社の場合、コロケーションを実施するにあたっては複数リソース(例、電力+スペース)を必要とし、一部リソース(例、電力)に空きが無い場合にはコロケーションを断念することがありますが、今回の規定ではこの場合でも即日違約金が発生することとなりま</p>	<p>双方にメリットがあって、公平なルールの改善を望みます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>コロケーションリソース等については、接続事業者様が一旦リソース保留されたにもかかわらず、利用されことなくキャンセルされるといった過剰保留が多く発生している状況にあります(中継ダークファイバの場合、申込みの約4割、局舎スペース等の場合、申込みの約5~6割がキャンセル)。また、キャンセルの大多数(中継ダークファイバ、局舎スペース等のキャンセルの約7~8割)は、無償保留期間のぎりぎりまで保留した後、利用されことなくキャンセルされている状況にあります。</p> <p>今般、こうした状況を改善するために、リソースの過剰保留を抑制する観点から、情報通信審議会答申(「回答と保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合にのみ保留が行われるようにするとともに、無料保留期間を短縮すること等により、不要な保留を抑制する仕組みにすることが適当」等)が示されたことを受け、当社は、以下の仕組みの導入を内容とする接続約款変更認可申請を行ったものであり、これら仕組みを組み合わせることで、有限なリソースの有効活用が図られるものと考えております。</p> <p>調査回答とリソースの保留が一体となっている現行ルールを見直し、リソースの保留の要否を選択できる手順の整備  保留を要する申込みがなされた場合の無償保留期間の廃止  保留期間の短縮  中継ダークファイバの空き芯線がない区間にお</p>	
--	---	--

す。

今回の規定整備の主旨は、コロケーションリソース等の過剰保留を抑制することを目的としており、保留期間の短縮自体は賛成致しますが、上記のような接続事業者の責めに因らない場合における違約金の発生を抑制する為にも、必要最低限の保留期間の設定は必要であると考えます。よって、例えば、コロケーションリソース保留の選択で要を選択した場合の違約金の発生開始については、回答後即ではなく、POI 設置申込期限(1ヶ月)までは無料保留とし、それ以降(POI 設置申込期限延伸時も含む)は、違約金対象とする等の対応を希望致します。

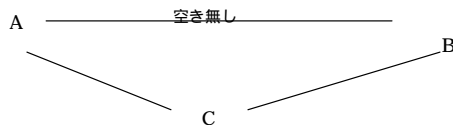
(ウィルコム)

次のケースについては事業者として留保する意味がないため、申込内容の一部でも使用可能とならない場合には全て違約金なしでキャンセルできるようにすることを要望します。

#### 1.中継ダークファイバ関係

A 点-B 点間の直通の中継ダークファイバがなく、C 点を中継点とし A 点-C 点間と C 点-B 点間の中継ダークファイバの申込みを同時に行なったときに、1 区間のみしか空きがないケース。

この場合は、空きがあった区間も含めて違約金なしでキャンセル可能とする。



ける代替区間等に関する情報提供の手續の整備

新たにコロケーションリソース等に空きが生じた場合の、その旨の情報提供

なお、当社としては、接続事業者様のご意見等を踏まえ、接続事業者様が複数のリソースを一体として利用することを希望される場合に、一部のリソースが提供不可であった場合の対処について検討する考えです。

ただし、「現行同様、一定期間の無償保留期間を設けるべき」とのご意見については、リソースの過剰保留の抑制に逆行するものであることに鑑み、それを採用することは適当でないと考えております。

(NTT東日本、NTT西日本)

## 2.局内スペース等

局舎スペースのリソースにおいて、スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量の申込を同時に行なったときに、これらの一つでも利用できないものがあるケース。

この場合は、空きがあったリソースも含めて違約金なしでキャンセル可能とする。

(アッカ・ネットワークス)

事業者が NTT 東西殿の局舎スペース等を利用する場合、スペース、受発電設備、その他の附帯設備等のうち必要なリソースを組み合わせて利用することとなりますが、今回の申請内容説明会資料によりますと、

- ・ から の POI 調査回答は、リソース毎に回答される。
- ・ NG 回答となったものを除き、リソースは保留され、申込の撤回時は違約金が発生する。

という仕組みになるとのことです。事業者としては、例えばスペースと附帯設備が利用「可」であっても、仮に受発電設備が利用できない場合は、その局舎スペースを利用できないと判断し全体の申込を撤回するケースが想定されますが、この場合、「可」と回答された部分については必ずしも保留する意思がないケースであっても保留扱いとなり、撤回時には違約金の対象となり、事業者にとって不合理な負担を強いられます。

同様に、上記リソースごとの回答が仮に時間差において実施された場合、例えば当初の回答が「可」であって、最後に到着した回答が「不可」であった場合、最後の回答が到着する回答待ち時間まで違約金の対象として算入されることとなり、これについても不合理な負担であると考えております。



また、中継ダークファイバについても、中継ダークファイバを単体で利用するよりも、他の中継ダークファイバ区間や局舎スペース等と組み合わせて利用することが多いと考えられ、上記同様のことが発生します。

現在の課金がすでに個別開通を前提にしており、例えば局内光ファイバが開通前にも係わらず加入ダークファイバの課金が開始され事業者側が利用できない状況のまま負担を強いられている中、新たにこの違約金の仕組みが導入されますとより事業者側の負担を生じさせるものとなります。

従いまして、リソースを一体として利用を希望する場合については、無意味にリソースを保留し、不合理な違約金の負担を強いることがないような仕組みを導入することが必要であると考えます。

(グローバルアクセス、ヴェクタント)

接続約款改正 第 10 条の 3 及び 5 項において、相互接続点調査及び設置申込みを行い、その回答をもって相互接続点の設置の申込みの承諾とします。と規定してあるが一部のリソースに NG 回答があった場合又、OKリソースに対して設置申込を撤回したい場合に、以下の問題があります。

一部リソース NG の場合は、その NTT 局での工事は出来ない。回答をもって設置申込承諾となると、その局の他の OK リソースに対して申込みするか撤回するかを検討する余地がない。

OK リソースに対して相互接続点の設置の申込みを撤回したい場合に、NTT が回答をしたその日に撤回をしても違約金が発生してしまいます。

要望

<p>回答内容の一部リソースにNGが有る場合は、OKリソースに対して、その NTT 局への設置の申込みをするかを、事業者が選択できるルールが必要である。</p> <p>調査申込みから回答までの間に計画の変更もありうるので、OK リソースに対して 5 営業日程度の、違約金開始日を遅らせる等の配慮をしていただきたい。</p> <p>(長野県協同電算)</p>		
<p>意見6 中継ダークファイバの経路が要望通りでない と想定される場合、キャンセルすることになるが、その際、違約金が発生する。要望通りの経路構成か否かが確認できるように、経路情報の開示が必要。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>現状、中継ダークファイバの申込みは起点及び終点を指定して行いますが、その経路については不明であり、NTT 東西の線路設備調査結果の回答時に開示されるケーブル長をもって予測するしかない状況です。このため、ケーブル長から最短距離でないことが予測される場合や、接続事業者の希望する網構成(異経路の確保等)でないことが予測される場合には利用を取りやめ、再度、線路設備調査申込みを行う場合があります。今回の接続約款変更案では、この場合にも違約金が生じることとなり、問題となります。</p> <p>加えて、中継ダークファイバについては、前述のの経路情報が開示されないという状況を解消するため、NTT 東西において、起点及び終点のほかに経路を選択して申込みを行うことを可能とすることや、事前に中継ダークファイバの経路ごとの空き情報を開示するといった措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>現在の中継ダークファイバに係る開示情報につい</p>	<p>左記意見に賛同致します。</p> <p>当社は、中継ダークファイバ利用に関し、同一区間で異ルートを選択できるようにすべきであると考えます。これにより、中継ダークファイバを用いたネットワークの信頼性向上が可能となり、お客様への安定的なサービス提供の実現に資するものと考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は中継ダークファイバの経路ごとの空き情報を開示する措置を講じるべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>ご意見に賛同いたします。</p> <p>可能な限り、詳細な情報を開示していただくよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>ソフトバンク BB 株式会社様、ソフトバンクテレコム株式会</p>	<p>中継ダークファイバの経路が接続事業者の要望に合致しない場合は、まずは事業者間で協議することが適当であるが、NTT東西においては、接続事業者がネットワークの信頼性を向上できる経路構成がとれるよう、その対応に可能な限り努めることが適当である</p>

ては、起点及び終点とその最長ケーブル長が開示されていますが、実際に経由するルートは開示されていません。網構成において異経路を確保し、障害時にサービスの長時間停止が発生する可能性の低減を図っていますが、経由ルートが確認できないために、希望通りの異経路構成が確保できていることが確認できない状況にあります。電気通信役務の安定的な提供のため、以下の通り中継ダークファイバ経路情報の開示が必要と考えます。

1. 中継ダークファイバの開示情報へのルート情報追加

図1の構成において、現状Aビル～Bビル間の開示情報はのとおりです。これに対しのように実際に経由するルートの情報を開示することが必要と考えます。

開示情報	起点	終点	ルートコード	ケーブル長	ルート
	Aビル	Bビル	XXX00AB	20km(最長)	-
	Aビル	Bビル	XXX00AB	20km(実距離)	A-C-D-B
	Aビル	Bビル	XXX00AB	10km(実距離)	A-E-B

2. 線路設備調査申込回答へのルート情報追加について

前項の開示が不可の場合には、少なくとも線路設備調査申込回答においてルートが決定した段階で、当該ルートに係る前項の情報を記載することが必要と考えます。

(図1)



(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

社様、ソフトバンクモバイル株式会社様より提出されております意見書の「中継ダークファイバ経路情報の開示が必要」とのご意見に賛同いたします。

(グローバルアクセス、ヴェクタント)

中継ダークファイバの経路情報に係るご要望については、現在、ご要望をいただいている接続事業者様と当社との間で協議させていただいておりますが、当社としては、引き続き、真摯に協議させていただく考えです。

(NTT東日本、NTT西日本)

モバイル)		
意見7 自前工事申込後の違約金の算定根拠について、転用に要する期間を6.4ヶ月としているが、その算定根拠を開示等すべき。	再意見7	考え方7
<p>自前工事申込後の違約金の算定根拠について、転用に要する期間を6.4ヶ月としています。算定根拠が不明確なため、特別調査による実績サンプルの詳細情報(サンプル数、調査期間、対象設備の内訳等)を開示すべきと考えます。</p> <p>その際、対象設備として、新設設備を想定しているのか、もしくは現用設備を対象としているのかについても、明示して頂くことを要望します。</p> <p>また、接続約款に規定された本違約金以外に接続事業者が負担する費用が発生しないならば、そのことも明記すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>転用に要する期間の6.4ヶ月については、自前工事に係る実績データを基に算定しているものであり、妥当なものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>6.4か月の転用期間は、直近1年間の局舎ごと及び整流器・蓄電池等のコロケーションリソースごとの自前工事申込実績数をもとに、当該実績数で12か月を除いて算出したものである。</p> <p>なお、違約金は接続約款に基づき発生し、それ以外の追加的費用は発生しないことから、あえて違約金以外に追加的費用が発生しない旨を接続約款に明記する必要性はないと考えられる。</p>
意見8 中継ダークファイバが利用できない区間について、接続事業者の負担でWDM装置が設置可能となるように接続約款に所要の規定の整備が必要。	再意見8	考え方8
<p>答申では「07年度末を目処にWDM装置設置義務化の是非について改めて検討することが適当である。」とされているところですが、空き芯線がないことにより中継ダークファイバが利用できない区間について円滑な利用を図るため、接続事業者が接続事業者の負担においてWDM装置の設置を行うことが可能となるよう、接続約款において必要な規定を整備することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>WDM装置により波長単位で利用する場合、一芯全体を利用する場合と異なり、次の懸念があるため芯線増設により対応することを基本とすべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信方式、伝送容量等がWDM装置の仕様により決定され、接続事業者が決定できない</li> <li>・故障対応時等にWDM装置の正常性確認等も必要になり、保守の迅速性が損なわれる</li> </ul> <p>ただし、管路の空きがない等、やむを得ない事情がある場合に限定すれば、上記の懸念についての対策を講じた上でWDM装置を設置することは、有効な措置であると考えます。</p> <p>WDM装置を設置する場合については、第一種</p>	<p>答申に示したとおり、WDM装置の設置については、接続事業者に実需要がどの程度存在するのか、また、WDM装置の設置に伴う既存利用者の収容替え等に係る技術的な問題点等に関して、現時点において必ずしも明らかでない部分がある。このため、今回整備される接続約款に従って、コロケーションリソース等については、まずはその有効活用を図るため、過剰保留抑制のための措置や中継ダークファイバにあっては代替手段等に関する情報の提供の措置を講じることが必要である。</p> <p>その上で、なお中継ダークファイバの芯線増設等の需要があれば、これらを勘案しつつ、平</p>

	<p>指定電気通信設備としてNTT東・西が設置し、NTT東・西も共用することを前提にすべきと考えます。費用については、接続事業者に対し個別負担を求めず、一芯全体を利用する場合とWDM装置により波長単位で利用する場合の接続料を同一とし、接続料全体で費用回収することが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>中継ダークファイバに空きがない場合の対応としては、情報通信審議会答申を踏まえ、まずは今回の接続約款変更内容で整備させていただいた、実際に利用されずに保留されている実態を可能な限り解消する仕組み等を運用した上で、それでもなお空き芯線がない区間について代替的な措置を検討するという順序で対応することが適当であると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>成19年度末を目途にWDM装置の設置義務化の是非を検討する際に改めて検討することが適当である。</p>
<p>意見9 コロケーションリソース等の過剰保留を抑制するためには、現在のNTT東西による運用が効率的でかつ接続事業者との公平性が確保されているかの検証が必要。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>また、この考え方45で示されているNTT東西と接続事業者側の手続きの公平性がどのように確保されるかについても、本変更案では明確になっていないことから、接続約款中に明記すべきであると考えます。</p> <p>～意見抜粋～ コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(案)に対する意見及びその考え方”</p>	<p>当社利用部門が、手続きの同等性を確保するよう求められている設備(DSLAMやひかり電話のルータ等)を当社の局舎に設置する場合には、接続事業者と同等の手続きを行う旨を接続約款に定めて運用しているところであり、当社と接続事業者との間の公正競争環境は整っております。</p> <p>なお、イー・アクセス殿ご指摘の2ビルの空きスペースについては、当社の指定電気通信設備を設置・利用する予定のスペースであり、その旨イー・アクセス殿へも既にご説明させていただいてお</p>	<p>NTT東西の利用部門が接続約款の規定に従ってコロケーションリソース等を利用する場合には、他の接続事業者と同等の手続きを行う旨が接続約款に定められているところであり、今回整備される措置についても当該接続約款の規定に基づき、他の接続事業者と等しく適用することが適当である。</p>

<p>(考え方 45)</p> <p>コロケーションリソースの過剰保留を抑制するためにNTT東西が講じる措置は、過剰なものとならないようにすべきであり、また、その適用については、NTT東西の利用部門と他の接続事業者との同等性が確保される必要がある。なお、NTT東西により講じられる具体的な措置の適正性については、接続約款の変更認可申請が当審議会に諮問された段階で検討することが適当である。</p> <p>・<u>現行のコロケーションルールの運用に対する検証</u></p> <p>真に、コロケーションリソース等の過剰保留を抑制するためには、現在のNTT東西による運用が効率的でかつ接続事業者間との公平性が確保されているかの検証が前提であり、必要と考えます。</p> <p>当社では局舎のスペース確保が出来なかったNTT東日本エリアの2収容局(公開情報：Dランク)に対して、2007年7月に実地見学を行った結果、以下の状況を確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容局1</li> <li>・ 目視確認できた空きスペース：約35ラック分</li> <li>・ 約1年間、公開情報にてDランクが継続</li> <li>・ 収容局2</li> <li>・ 目視確認できた空きスペース：約23ラック分</li> <li>・ 約2年間、公開情報にてDランクが継続</li> </ul> <p>この2収容局とも、長期間にわたって相当数の空きスペースがあったにも関わらず、接続事業者の利用が不可能となっているため、NTT東の設備の利用計画が効率的に行われているかは疑義が残るところです。</p> <p>接続事業者の立場からは、局舎への設備設置が出来なければ、その収容エリアについては、サービス提供が事実上不可能になるため、NTT東西による適切なリソース割当の実施は、公正競争上の観点か</p>	<p>ります。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>当社利用部門が、手続きの同等性を確保するよう求められている設備(DSLAMやひかり電話のルータ等)を当社の局舎に設置する場合には、接続事業者と同等の手続きを行う旨を接続約款に定めて運用しているところであり、当社と接続事業者との間の公正競争環境は整っております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
--	---	--

<p>らも極めて重要な要素であると認識しています。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見10 局舎スペース等の工事着手から工事完了までの期間について、無期限から最大6ヶ月の期限を設けることは手続きサイクルの短縮化となり、一定の効果は得られる。</p>	再意見10	考え方10
<p>無期限の延長に最大6ヶ月を設けることは、現行の運用に即したものであり、手続きサイクルの短縮化によって、一定の効果は得られると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	-	-
<p>意見11 局舎スペース等の工事着手から工事完了までの期間の短縮について、「NTT 東西殿の責めに帰すべき事由による期間」を除くことを要望。</p>	再意見11	考え方11
<p>工事着手～工事完了までの期間の短縮について、NTT 東西殿のリソース提供遅れ(例、電力設備提供時期の遅れ等)の可能性があるので、「NTT 東西殿の責めに帰すべき事由による期間」は除いていただきたいと考えます。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>当社の責めに帰すべき事由による期間については、工事着手～工事完了までの期限に係る期間から除く考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>NTT東西の再意見に示されているとおり、NTT東西の責めに帰すべき事由による遅延期間については、工事着手から工事完了までの期限に係る期間から除くことが適当である。</p>

(2) 中継ダークファイバの敷設区間のうち空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続等

<p>意見12 代替区間の情報提供手続に係る費用を単金化すべき。</p>	再意見12	考え方12
<p>代替区間の情報手続にかかる費用は、単金化されていませんが、代替区間の有無、回答期間等、現時点で不明瞭な手続きの内容を明確化するためにも単金化すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>代替区間の情報提供については、接続事業者様が要望される調査内容・条件等が区々になると想定されることから、当面、実際に調査に要した実費をご負担いただく考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>代替区間等に関する情報は申込事業者の要望に応じて提供されるべきものであり、また、申込事業者が要望する代替区間等に関する情報は事業者ごとに区々であり一意に定まるものではないと考えられることから、当該情報提供に係る費用について、個別に実費とすることが適当である。</p> <p>ただし、今後、事例が積み重ねられ、代替区</p>

		間等に関する情報提供が具体的に類型化できた場合には、単金化を検討することが適当と考えられる。
意見13 コロケーションリソース等に空きが生じた場合の情報を電子メール等で提供する場合には、支店・局舎名やルートコード等は最低限必要。	再意見13	考え方13
<p>空きが生じた場合の情報を電子メール等で提供するにあたり、以下の条件を満たさなければ、適切な空き情報の提供とは言えないと考えます。</p> <p>中継ダークファイバ</p> <p>現在、NTT西が実施している通知メールと同等の運用は、最低限必要と考えます。 (通知メールの記載情報:支店名、局舎名、ルートコード)</p> <p>局舎スペース等</p> <p>接続事業者が必要とする空き情報の提供を受けたと認識するには、現在実施しているNTT西の中継ダークファイバと同等な運用は最低限必要であり、以下の項目は通知メールの記載内容に必須であると考えます。 (通知メールの記載情報:支店名、局舎名、空いたコロケーション情報)</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>局舎スペース等に新たに空きが生じた旨の情報提供については、現に行っている中継ダークファイバに係る当該情報提供と同様、新たに局舎スペース等の空きが発生した支店名をメールにて通知させていただき考えです。その際、ビル名やランクといった詳細情報については、当該情報を確認いただけるHPアドレスを通知メールに記載させていただきますので、当該HPにてご確認いただくことが可能です。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>NTT東西の再意見においては、電子メールで情報提供する場合は、支店名・ビル名等が確認できるようにする旨が示されていることから、まずはその運用に委ねることが適当である。</p> <p>ただし、今後の運用実態を踏まえ、具体的な問題点等が生じた場合は、必要に応じ、見直しを行うことが適当である。</p>
意見14 中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する十分な情報提供や開示情報の更新頻度の増加・改善を行うことが必要。	再意見14	考え方14
<p>接続事業者の申込内容によっては建設が発生することもある加入ダークファイバとは異なり、中継ダークファイバ・局舎スペース等は、NTT東・西の芯線・コロケーションリソースに空きがある場合にのみ貸し出されます。</p> <p>したがって、NTT東・西に実質的な損害は発生しません。接続事業者側の一切の検討期間を無くし、</p>	<p>左記意見に賛同致します。</p> <p>そもそも、現行の中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する開示情報の更新頻度及び精度を上げる必要があります。また、NTT東・西は、相互接続点調査等の調査期間を短縮すべきと考えます。</p> <p>なお、今回の接続約款変更案では、事前照会手</p>	<p>コロケーションリソース等の空き情報や増設計画に関する情報は、既にNTT東西のホームページ上において公開されており、当該情報が変更となった場合には、NTT東西によって逐次更新されているところであるが、今回の規定整備において、答申等を踏まえ、これらの情報が電子メール等により速やかに提供される仕組みの導入をは</p>



違約金のスキームを導入するのであれば、中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する十分な情報提供を行うことが前提であると考えます。

従って、以下のとおり今回の変更案を見直すことが適当であると考えます。

・無駄なコロケーションリソースを保留しないためには、接続事業者の努力が必要である一方、NTT東・西の中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する開示情報の更新頻度(現状の更新基準は不明確)及び精度(現状A～Dの4ランクで表示)を上げることや、調査期間を短縮することも大変重要です。NTT東・西においては開示情報の更新頻度の増加・改善と、調査期間の短縮に努めるべきです。

・中継ダークファイバ・局舎スペース等の空きを希望する接続事業者に電子メールで通知する仕組みは、速やかに導入されることが必要です。また、情報提供はNTT東・西の利用部門と公平に、かつ迅速に行われるべきです。

(KDDI)

基本的に事前照会回答と公開情報は一致する内容であり、リソースの空き状況確認は、最新の公開情報を閲覧することでも十分可能と考えます。回答受領時には、既に過去の情報となっている事前照会の手続きは全く意味を持ちません。新たな手続きを設けるのではなく、現行の公開情報の精度を上げる必要があると考えます。

また、長期にわたりDランクとなっている収容局について、NTT東西の更改計画、利用計画は、定期的に見直すべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

続において、従来の相互接続点調査手続等で得られる情報と同様の情報の提供を請求することができるようになりますが、その照会期間は従来の相互接続点調査手続等に要する調査期間に同じとされています。事前照会の手続きは、従来の相互接続点調査等と同等の期間を必要としながら、空きリソースがあっても確保されないため、接続事業者にとって利用する意味がない手続きとなっています。例えば、事前照会の回答を受領した上で相互接続点調査等を行う場合は、その回答期間が短縮される等の措置が講じられるべきと考えます。

(KDDI)

グローバルアクセス株式会社殿、株式会社ヴェクタント殿、KDDI 株式会社殿、イー・アクセス株式会社殿及びイー・モバイル株式会社殿の上記意見に賛同します。

情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(2007年3月30日。以下、「答申」という。)において、コロケーション等が一層円滑に行われることが目的として、コロケーションリソースの利用を希望する接続事業者に対し、NTT 東西は速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすることが適当とされているところです。

情報開示に係る仕組みの導入を早期に実現するとともに、当該情報開示が接続事業者にとって有効に利用でき、NTT 東西の利用部門との同等性を担保されるよう、上記意見に挙げられている開示情報の充実化、迅速な情報提供、更新頻度を高める等の対応が必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン

じめコロケーションリソース等の有効活用のための仕組みを整備している。

ただし、NTT 東西においては、今後の情報提供の運用において、ホームページ上で公開される情報と実際の設備の状況とに差異が生じないように、可能な限り更新期間の短縮化に努めることが適当である。

<p>現在の申し込みはシステムで行われているにも係わらず、事業者公開されているリソース情報はリアルタイム性が無い HP のみの情報となっております。情報提供の観点においても現状以上により高精度かつ即時性の観点から考慮された情報提供が必須と考えます。このような提供がなくしては事業者側としては検討・判断することができず、ダークファイバにするコロケーションにする実質的に利用できないリソースとなることを懸念致します。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>クモバイル)</p> <p>コロケーションリソース等の情報については、当社のホームページにて開示を実施しているところですが、現状においても、リソースの空き状況に変化が生じた都度、随時、速やかに開示情報の更新を行っているところではあります。</p> <p>また、今般、ホームページにおいて、Dランクの解消に係る情報更新が行われた場合には、要望事業者様に対して「空いたらお知らせメール」を送付する仕組みを整備(中継ダークファイバ、コロケーションリソース)しましたので、本仕組みを活用いただくことで、よりタイムリーに空きの発生情報を入手いただくことが可能になると考えております。</p> <p>なお、当社のコロケーションリソース等の更改計画や利用計画については、必要に応じて見直しを行っているところではあります。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
--	---	--

## 2. 電柱におけるコロケーション手続の整備

<p>意見15 電柱におけるコロケーション手続の整備に賛同。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>
<p>電柱におけるコロケーション手続が整備されることは歓迎いたします。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>意見16 接続事業者が最終的な電柱添架の実施判断を行うための一定の検討期間を確保し、その期間は違約金を適用しないこととすべき。</p>	<p>再意見16</p>	<p>考え方16</p>
<p>電柱添架申込みについて、例えば相互接続に必要な POI-BOX を電柱へ設置しようとする場合、コロケーションして利用する電柱は2本必要となりますが、電柱添架申込み後の可否回答において1本が利用</p>	<p>当社としては、接続事業者様のご意見等を踏まえ、接続事業者様が接続に必要な装置等を電柱上に設置する場合であって、複数の電柱を一体として利用されることを希望される場合に、一部の電柱が</p>	<p>接続事業者の指摘のとおり、複数の電柱を一体として利用する場合、一部の電柱に利用不可の回答があったときは、その他の電柱添架もキャンセルせざるを得ないが、この際、違約金が発</p>

<p>可能、残りの1本が利用不可と判断された場合にはPOI-BOXを設置することが出来ない為、前項の局舎スペース等の場合と同様に接続事業者は申込みの撤回をすることとなります。また、電柱添架可否回答において「電柱建替えが必要」との回答を得た場合には、接続事業者は当該電柱を利用するにあたり多額の電柱改修費用を支払うこととなるため、申込みの撤回をする場合があります。これらの場合において、接続事業者はこのような可否回答結果について事前に知り得ないため、可否回答をもって即座に違約金の適用を開始することは適当ではなく、前項と同様に接続事業者が最終的な電柱添架の実施判断を行うための一定の検討期間を確保し、その期間は違約金を適用しないこととすべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>柱上POIについても中継DF・局舎コロケと同様に、ピンポイントで電柱を添架申請する事は稀であり、多くは複数の電柱を対象に添架申請すると思われる。よって、調査回答=違約金発生は事業者に対するリスクが大きく、契約可否判断のための時間が必要であると考えております。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>提供不可であった場合の対処について検討する考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>生することは適当でないと考えられる。</p> <p>したがって、考え方5に準じ、NTT東西においては、複数の電柱を一体として利用する場合の申込手続に係る措置を講ずることが適当である。</p>
<p>意見17 電柱添架の手続に要する期間については、一般添架の場合に比較すると、かなり長めに設定されているので、現実的な標準納期の設定を要望。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>
<p>手続きに要する概算期間について、可否回答まで1ヶ月以内、個別契約締結まで3ヶ月以内、工事着手まで3ヶ月以内となっておりますが、一般添架の場合の工事まで約4ヶ月(当社の場合の実績値)と</p>	<p>当社の可否回答に要する期間は1ヶ月以内であり、一般添架と同様です。</p> <p>また、個別契約締結及び工事着手までの期間については、主として接続事業者様側の作業に要す</p>	<p>NTT東西の再意見に示されているとおり、可否回答に要する期間は一般添架の場合と同様であり、その他の期間も接続事業者側の対応で短縮可能であるため、変更案にある手続に要する期</p>

<p>比較すると、かなり長めに設定されているようですので、現実的な標準納期の設定をお願いしたいと思います。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>る期間として定めているものであり、接続事業者様側の対応により短縮いただくことが可能です。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>間に特段の問題はないと考えられる。</p>
<p>意見18 今回の変更案の適用対象となる電柱は、接続事業者が利用する可能性のあるNTT東西の全ての電柱を適用対象とすべき。</p>	<p>再意見18</p>	<p>考え方18</p>
<p>今回の変更案の適用対象となる電柱は、POI-BOX等の「接続に必要な装置等」を設置した箇所の両端の電柱である旨、NTT東・西の主催した説明会(9/12)において説明されました。</p> <p>しかし、NTT東・西と接続事業者の同等性の観点から、接続事業者が利用する可能性のあるNTT東・西の全ての電柱を適用対象とすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>情報通信審議会答申(接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱(光引込線であれば、POI-BOXを設置するために添架することが必要な電柱)について、コロケーションルールを適用することが適当)を踏まえ、光引込線の場合は、POI-BOXを設置した箇所の両端の電柱に限定してコロケーションルールを適用することが適当であると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>答申に示したとおり、コロケーションルールの目的がボトルネック設備への透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することであることを踏まえれば、少なくとも、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱について、コロケーションルールを適用することが適当である。</p> <p>その他の電柱へのコロケーションルールの適用の是非については、当該電柱をコロケーションルールに基づかない条件で使用することが、ボトルネック設備への円滑な接続を阻害するか否かという観点から判断することが適当であり、今後、電柱上で相互接続を行う事例が増加する中で、そのような電柱が具体的に類型化できた場合は、コロケーションルールの適用を検討することが適当である。</p> <p>したがって、行政当局において、平成19年度末を目途に電柱におけるコロケーションルールの適用範囲の妥当性について改めて検証することが適当である。</p>
<p>意見19 電柱添架申込みの撤回に係る違約金の算定根拠を開示するとともに、作業時間の妥当性を検証すべき。</p>	<p>再意見19</p>	<p>考え方19</p>
<p>電柱添架申込みの撤回に係る違約金の設定は、平成18年度接続料等の作業単金に平均作業時間</p>	<p>電柱添架申込みの撤回に係る違約金については、ご指摘のとおり、作業単金に平均作業時間を乗じ</p>	<p>電柱添架申込みの撤回に係る違約金については、NTT東西の再意見に示されているとおり</p>

<p>を乗じて算出されているとされていますが、接続に関する料金の一環として他の接続料や手続費と同様に算定根拠の詳細を開示することが必要と考えます。また、その上で、机上検討に適用する作業単金の妥当性や、特別調査による実績サンプル値とされている作業時間の妥当性を検証することが必要と考えます。るように見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>て算出したものですが、平均作業時間については、地域毎に実測した作業時間を平均化したものであり、妥当なものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>であり、各支店が管轄する電柱添架手続の平均作業時間に基づき平成18年度の認可作業単金を乗じて算出されており、妥当なものと考えられる。</p>
---	---	---

### 3. 加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直しの整備

<p>意見20 接続事業者の責めによらないやむをえない事情により、申込みの撤回を行う場合や3ヶ月を超えて工事日の通知を行う場合は、変更案の規定の対象外とすべき。</p>	<p>再意見20</p>	<p>考え方20</p>
<p>お客様都合等、接続事業者の責めによらないやむをえない事情により、申込みの撤回を行う場合や3ヶ月を超えて工事日の通知を行う場合は、今回の変更案の規定の対象外とすることが適当です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>上記ご意見に賛同いたします。</p> <p>NTT東西殿の責めに帰すべき事由による期間を除くだけでなく、お客様都合等、接続事業者の責めによらないやむを得ない事情も考慮し、規定の対象外としていただくよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>例示のような事例があった場合は、期限内にお申し出いただければ、保留解除とせず、工事期限の延期等を承認する考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>今回の接続約款変更案第34条第6項ただし書きにおいて、事情によっては3ヶ月を超える工事日の指定を認める旨が規定されていることから、NTT東西においては、当該規定に基づき、接続事業者の責めに帰すべき事由以外のものであって、合理的なものであれば、工事日の指定の延長を認めることが適当と考えられる。</p>
<p>意見21 保留解除を実施する1ヶ月前にその事前通知を行い、接続事業者における保留期限の認識、保留継続要否の検討を促すことが必要。</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>
<p>今回の接続約款変更案では、一定期間をもって自</p>	<p>左記意見に賛同致します。</p>	<p>コロケーションリソース等の過剰保留抑制の観</p>

<p>動的に加入ダークファイバに係るリソース保留解除がなされることとされています。この際、事前通知なしで保留解除することは適当ではなく、例えば保留解除が実施される 1 ヶ月前にその旨事前通知を実施し、接続事業者において保留期限の認識、保留継続要否の検討を促すことが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>リソース保留解除の期限について、接続事業者への事前通知、システムでの閲覧等の実施が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>(KDDI)</p> <p>保留解除期限については、加入ダークファイバの申込受付システムにおいて保留解除期限の起算日を閲覧いただくことで、接続事業者様にて、ご確認いただけます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>点から、意見にあるような接続事業者における保留期限の認識、保留継続要否の検討を促す方法も有効なものと考えられるが、NTT東西の再意見に示された確認方法もあることから、一義的には、申込事業者たる接続事業者の責任において保留期限の管理をすることが適当である。</p>
<p>意見22 加入ダークファイバや局内光ファイバの違約金の設定について、NTT 東西等の都合で時期が決められるメルクマールによりその額を決定することに反対。また、違約金の額については、手続費及び工事費の額を上限とすべき。</p>	<p>再意見22</p>	<p>考え方22</p>
<p>加入ダークファイバの場合では、現場調査の実施の有無および提供可能時期回答の有無によって、局内光ファイバの場合では、両端設備確定、工事着手及び工事完了のいずれまで手続きが進んでいるかによって、違約金の額を定めておりますが、これらは案件によって時期が変動するほか、NTT 東西殿およびその委託会社の都合で時期が決められるメルクマールによって違約金の額を決定することに反対します。</p> <p>また、申込を撤回しない場合に課されることとなる手続費及び工事費の額を超える違約金が発生することは費用負担の原則から不適切であると考えておりますので、違約金の額については、手続費及び工事費の額を上限とすべきと考えております。</p>	<p>情報通信審議会答申(実際に要した費用を当該接続事業者が負担する仕組みとすることが適当)を踏まえ、加入ダークファイバであっても、局内光ファイバであっても、接続事業者様の申出によってキャンセルが生じた場合には、当社の作業の進捗度合いに応じてそれまでに実際に要した費用(違約金単金)を当該接続事業者様にご負担いただくことが適当であると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>加入ダークファイバ及び局内光ファイバの違約金については、いずれも各工程における作業内容を実測し、その平均作業時間に実際費用に基づく平成18年度の認可作業単金を乗じて算出等されており、妥当なものと考えられる。</p>

(グローバルアクセス、ヴェクタント)		
意見23 加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る違約金の設定については、算定根拠の詳細開示及び検証が必要。	再意見23	考え方23
<p>加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み撤回に係る違約金の設定については、前項の意見と同様に算定根拠の詳細開示及び検証が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>加入ダークファイバは、「特別調査による実績サンプル値」をもとに単金化していますが、NTT西における実績金額と乖離が見られるため、透明性を確保するためにも詳細な情報(サンプル期間、作業内容、作業時間、調査件数、地域)を開示すべきと考えます。また、この違約金以外に実費等の追加費用が発生しないならば、そのことも明記すべきと考えます。</p> <p>局内光ファイバにおいても同様に、設計、所内工事を単金化した詳細な算定根拠の内訳を開示すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>加入ダークファイバの申込み撤回に係る違約金のうち机上検討、現地調査に係る部分については、情報通信審議会答申を踏まえ、実際に要した稼働等費用を負担いただくこととし、その費用算定に用いた平均作業時間は、地域毎に実測した作業時間を平均化したものであり、また、所内工事に係る部分は、接続約款に定める工事費の額を準用したものであり、それぞれ妥当なものと考えております。</p> <p>また、局内光ファイバの申込み撤回に係る違約金については、接続約款に定める局内光ファイバに係る接続料金の算定に用いた原価を基に算定したものであり、妥当なものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	(考え方22と同じ)
意見24 接続料の算定上、申込みの撤回に係る違約金は接続料原価から除外されるものと理解。	再意見24	考え方24
<p>今回、申込みを撤回した場合の費用を接続事業者が個別負担する仕組みに変更されるため、接続料算定の考え方としては、接続料の原価から申込みの撤回に係る費用を除くことになると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>KDDI 株式会社殿の上記意見に賛同します。</p> <p>2007年10月1日提出の弊社共意見書において述べたとおり、接続料設定における違約金については接続会計の該当機能部分に別掲して明記し、翌年の接続料算定において控除することで接続料単価の低廉化に反映させ、NTT東西による二重取りを避けることが必要と考えます。</p>	<p>今回個別負担化される加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る違約金については、接続料原価から控除することが適当である。</p> <p>なお、当該違約金の額については、接続料原価算定の適正性及び透明性確保の観点から、接続会計報告書等の中で明らかにすることが適当である。</p>

<p>接続料設定における違約金については接続会計の該当機能部分に別掲して明記し、翌年の接続料算定において控除することで接続料単価の低廉化に反映させ、NTT 東西による二重取りを避けることが必要と考えます。なお、この点については、今回の接続約款変更において適用されることとなる全ての違約金について同様です。</p> <p>加えて、NTT 西日本においては一部で個別契約により光ファイバ回線に関して違約金を徴収している事例があります。今回の接続約款における違約金規定整備が認められる場合、このような個別契約は接続約款規定に一本化されるものと考えますが、従前に支払い済みの違約金が接続料費用から控除されない場合、接続事業者はより高額な接続料を負担するとともに同接続料費用に基づき算定されたより高額な違約金も適用されることとなり、NTT 西日本において過剰な利益を確保することとなるため、適当でないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>これまで接続料原価の一部に組み込まれ、広く薄く回収されていたコロケーション等の手続キャンセルに係る費用が、接続事業者において個別負担する仕組みに変更されるため、接続料については当該費用を除いて見直す必要があるものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>違約金として個別に負担をいただいた費用については、接続会計において、接続料原価に関連する費用から控除する考えです。</p> <p>なお、接続会計については、接続会計規則に則り、適切に会計処理を行い、接続会計報告書・接続会計処理手順書を公表しております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
---	--	--

#### 4. 局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備

意見25 機器の設置のみならずセキュリティ面、工事全体に対する安全配慮への運用を再検討することが、安全性を確保する上で有効。	再意見25	考え方25
<p>予防措置については、本来、現行の着工前打ち合わせ等で網羅される内容であり、現実には形骸化していると言わざるを得ません。本来の主旨に立ち返り、機器の設置のみならずセキュリティ面、工事全体に対する安全配慮への運用を再検討することが、安全性を確保する上でより有効であると考えます。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>この度の電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備は、当社の通信用建物内で実際に発生した発火・発煙事故を踏まえて必要な措置を講じたものです。</p> <p>その他の有効な措置についても、具体的なご提案を頂ければ検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、着工前打合せは工事施工に関する打合せを実施しているものであることから、施工に係る安</p>	<p>指摘の点について、まずは接続事業者から具体的な提案を示し、これを踏まえNTT東西において検討し、実現可能なものは運用上措置していくよう努めることが適当である。</p>



	<p>全性確保のための確認等を実施しているところです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見26 安全確保のための規定の整備は望ましいが、必要な範囲を超えて厳格化され、円滑な相互接続を妨げることがないようにすべき。</p>	<p>再意見26</p>	<p>考え方26</p>
<p>安全確保のための規定の整備は望ましいことであると考えます。</p> <p>ただし、コロケーション設備の設置条件等に関する運用が、必要な範囲を超えて厳格化され、結果的に円滑な相互接続を妨げることがないようにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>コロケーションスペースに義務的設備として設置できる設備の定義があいまいであり、事業者によって設置できる設備が異なったり、NTT 東西殿の支店によって異なったりしております。本仕組みが、設備の設置を NTT 東西殿が拒否する理由として、恣意的に運用されることがないようにチェックするしくみが必要と考えております。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>接続事業者様が設置する電気通信設備の安全性については、当該設備の機能や仕様を踏まえて当該事業者様に自ら確認していただき、その上で、当該事業者様によって安全性が確認されている旨を当社が確認することにより、電気通信設備の安全確保を図る考えです。</p> <p>なお、義務的設備として設置いただける設備か否かの判断にあたって、ご指摘のような問題があるとのことであれば、具体的な内容をご教示いただいた上で、協議させていただく考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>今回の措置により、接続事業者に過度な負担とならないよう、また円滑なコロケーション手続に支障が生じないよう適切な運用に努めることが適当である。</p>
<p>意見27 NTT東西は、通信設備に影響の少ない消火装置の導入(消火剤を散布しないタイプの消火器等)について、積極的に進めていただくことを要望。</p>	<p>再意見27</p>	<p>考え方27</p>
<p>先般発生した発火事故では、局舎設置の消火装置によって散布された消火剤による影響が現在も続いております。NTT 東西殿におかれましては、通信設備に影響の少ない消火装置の導入(消火剤を散布しないタイプの消火器等)について、積極的に進めていただくことを要望致します。</p>	<p>当社の通信用建物に設置する消火設備については、様々な原因によって発生する各種の火災に対応が可能であること、消火活動実施時における通信設備の安定的な稼働が確保できること等を考慮して選定しているところです。</p>	<p>発火等発生時の緊急措置において、消火活動により、他の事業用電気通信設備に影響を与えない消火装置の選定・配備に努めていくことが適当である。</p>

(ウィルコム)	(NTT東日本、NTT西日本)	
---------	-----------------	--

5. その他

意見28 第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第3項では、NTT東西が自前工事の申込みを「当社の業務遂行上支障があるときを除いて」承諾する旨の文言が追加されているが、これは技術的に困難なとき・保守が著しく困難であるとき等が該当し、営業戦略上の要請等は含まないものと理解。	再意見28	考え方28
<p>今回の変更案では、第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契今回の申請内容は、認可され次第速やかな実施となっておりますが、前述のように申し込みに係わる運用前提の見直しが必要となり、情報提供等の整備を含めて両者に対して適切な運用ができるよう認可後、相応の期間を経て実施すべきと考えます。約)第3項において、NTT東・西が自前工事の申込みを「当社の業務遂行上支障があるときを除いて」承諾する旨の文言が追加されています。</p> <p>NTT東・西の主催した説明会(9/12)において、この変更は単なる文言の整備である旨説明されましたが、当該変更は従前と異なる考え方によるものではなく、技術的に困難なとき・保守が著しく困難であるとき等が該当し、営業戦略上の要請等は含まないものと理解しています。</p>	<p>ご指摘の「当社の業務遂行上支障があるときを除いて」については、従来から適用があった第100条(承諾の限界)と同内容の規定を為念的に第92条第3項においても規定したものであり、第100条において例示されているとおり、その承諾が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等が該当するものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	-
(KDDI)		
意見29 「認可後、速やかに実施」とされているが、システム改修等の整備の完了後に実施すべき。	再意見29	考え方29

<p>「認可後、速やかに実施」とありますが、システムに関わる大幅な手続きの変更が生じる場合は、業務が必要以上に煩雑となり混乱するため、システム改修等の整備が完了してから、実施すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>今回の申請内容は、認可され次第速やかな実施となっておりますが、前述ように申し込みに係わる運用前提の見直しが必要となり、情報提供等の整備を含めて両者に対して適切な運用ができるよう認可後、相応の期間を経て実施すべきと考えます。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>当面は、現行システムにより運用を行うことを考えており、また、大幅な運用変更はないことから、認可後速やかに実施することは可能であると考えております。</p> <p>なお、今後、運用への影響が懸念されるシステム改修等の変更を行う場合には、必要な配慮をさせていただきます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>NTT東西の意見にあるとおり、今回の規定整備によるシステムの大幅な運用変更がないと認められることから、認可後速やかに実施することが適当と考えられる。</p>
<p>意見30 ダークファイバ設備の標準納期を今回の過剰保留の抑制とあわせて議論を行い事業者側・NTT 東西側双方にメリットのある改訂となることを希望。</p>	<p>再意見30</p>	<p>考え方30</p>
<p>現在、ダークファイバ設備の標準納期は、加入ダークファイバは1ヶ月、中継ダークファイバは1.5ヶ月、局内光ファイバは1.5ヶ月とそれぞれ規定されておりますが、これは平成16年5月以降、見直しは実施されておられません。</p> <p>利用実績を鑑みましても、特段の事情がない限り、ほとんどが標準納期以内に提供されていることから、今回の過剰保留の抑制とあわせて議論を行い事業者側・NTT 東西側双方にメリットのある改訂となることを希望いたします。</p> <p>(グローバルアクセス、ヴェクタント)</p>	<p>上記ご意見に賛同いたします。</p> <p>NTT 東西殿におかれましては、納期短縮について引き続き業務改善に努めていただき、標準納期の見直しも、適宜実施すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>リソースの過剰保留の抑止策を実施することと、当社の工事等に要する期間の短縮化とは、直接結びつきがあるものではないことから、今回の接続約款変更と同時に、標準的期間の見直しを行う必要はないものと考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>指摘の点は、本件に直接関係のない意見であるが、必要に応じ、まずは事業者間で協議すべき事項と考える。</p>

平成19年10月26日

総務大臣  
増田寛也 殿

情報通信審議会  
会長 庄山悦彦

答申書(案)

平成19年8月31日付け諮問第1193号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）
  - ・ 複数の中継ダークファイバ及び局舎スペース等(以下「コロケーションリソース等」という。)を一体として利用する場合の手续として、当該複数のリソース等を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部のコロケーションリソース等について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること。（考え方5）
  - ・ 接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手续として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部の電柱について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること。（考え方16）
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）

- ・ 総務省においては、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の運用について、コロケーションリソース等の利用に係るNTT東西と接続事業者との協議の実施状況について、四半期ごとにNTT東西から報告を受け、当該報告を踏まえ、平成19年度末を目途に措置の見直しについて検討すること。（考え方4）
- ・ 総務省においては、NTT東西に対し、コロケーションリソース等の更なる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めることを要請すること。（考え方4）

# 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 高部 豊彦  
西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 森下 俊三  
(以下「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成19年7月31日

## 3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

## 4. 概要

コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に関し、情報通信審議会答申(平成19年3月30日情審通第34号)において示された第一種指定電気通信設備に係る措置事項及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正によるコロケーションルール等の規定整備を受け、主に以下の事項を措置するため、接続約款の変更を行うものである。

中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備  
電柱におけるコロケーション手続の整備  
加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直し  
局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備

# 主な変更内容

## 1. 中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備

### (1) コロケーションリソース等の過剰保留の抑制措置

現行ルールでは、中継ダークファイバ及び局舎スペース等(以下「コロケーションリソース等」という。)について、それぞれ空き芯線(未利用芯線)、空きスペース等の有無に係る調査回答と当該リソースの保留が一体として運用等されているが、これを見直し、当該リソースの過剰保留を抑制するため、以下の二つの仕組みを整備。

- 保留の要否を選択できる申込手続の整備及び保留を要する申込みがなされた場合における無料保留期間の廃止(コロケーションリソース等)
- 保留期間の短縮化(局舎スペース等)

### コロケーションリソース等の保留の要否を選択できる申込手続の整備等

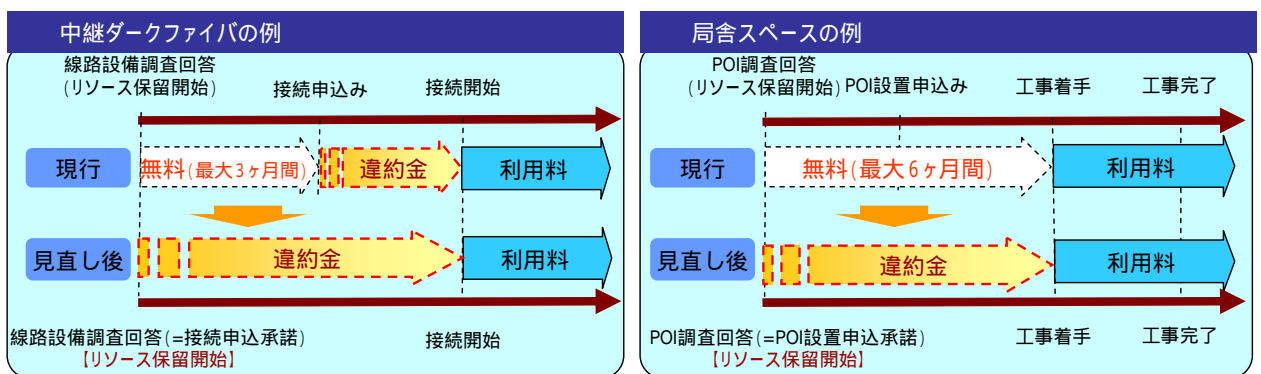
コロケーションリソース等の保留の要否を選択できる手続を整備し、新たに当該リソースの保留を要しない申込みを可能とすることを規定。

また、コロケーションリソース等の保留を要する申込みがなされた場合、現行ルール上存在する無料保留期間を廃止し、保留開始から接続開始等までの間に当該申込みのキャンセルがあったときは、当該リソースの保留開始日からキャンセルした日までの間の利用料相当を違約金として負担することを規定。

現行のコロケーションリソース等の無料保留期間

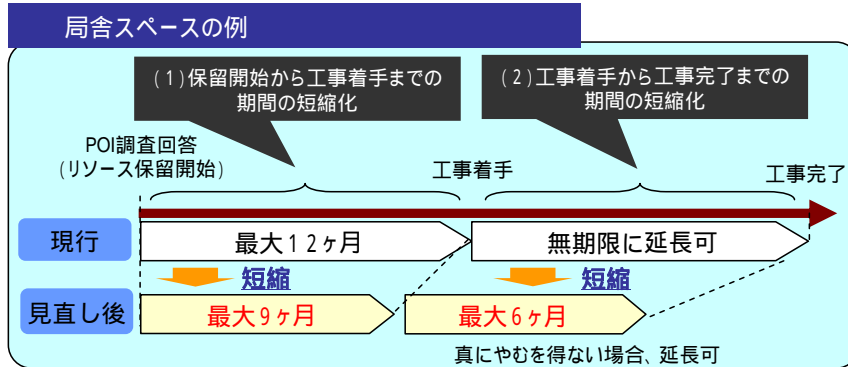
中継ダークファイバ: 最大3ヶ月間(線路設備調査回答から接続申込みまでの期間)

局舎スペース : 最大6ヶ月間(相互接続点調査回答から工事着手までの期間)



## 局舎スペース等の保留期間の短縮化

局舎スペース等の保留開始から工事着手までの期間を最大12か月から最大9か月に短縮化するとともに、工事着手から工事完了までの期間を無期限から最大6か月に短縮化。



## (2) 中継ダークファイバの敷設区間のうち空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続等

### 空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続等

接続事業者が中継ダークファイバの提供を求める区間のうち、空き芯線がない区間について、当該接続事業者の要望に応じて、代替区間等に関する情報の提供を行う手続及び費用を規定。

区 分	単 位	手続費の額
光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	1件ごとに	代替区間等の情報を提供する場合に要する費用(実費)

### 新たにコロケーションリソース等に空きが生じた旨の情報提供の手続

次の場合において、新たにコロケーションリソース等に空きが生じた旨の情報について、電子メール等により、当該情報の提供を要望する事業者に提供することを規定。

- 中継ダークファイバの敷設区間のうち空き芯線がない区間において、新たに空き芯線が生じた場合。
- 接続に必要な装置等を設置するために利用する局舎スペース等に空きがない局舎において、新たに局舎スペース等に空きが生じた場合。



## 2. 電柱におけるコロケーション手続の整備

### (1) 電柱におけるコロケーションを行うために必要な情報提供の手続等

#### 電柱におけるコロケーションを行うために必要な情報提供の手続

NTT東西の電柱における第一種指定電気通信設備との円滑な接続を確保するため、接続事業者が接続に必要な装置等を電柱に設置するために必要な情報として、次の情報を提供する手続を規定。

##### き線点の位置情報

- ・ 相互接続点を設置可能な電柱の位置を示す「き線点の位置座標・電柱番号」
- ・ 相互接続点への接続が可能なエリアを示す「き線点ごとのメトリック加入者線に係るカバーエリア情報」

##### 収容局からき線点までの換算線路長

- ・ 収容局から相互接続点を設置するき線点までのメトリック加入者線の距離を示す換算線路長
- ・ 接続可否情報
- ・ 設置希望電柱における、「メトリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に係る情報」

##### 電柱所有者情報

- ・ 接続事業者が電柱添架を実施しようとする電柱がNTT東西の所有に係る電柱か否かの別を判別できない場合における当該別の情報

##### 電柱の添架の可否に関する情報

- ・ 電柱に接続に必要な装置等を設置するための電柱添架の可否に係る情報

#### 情報提供に関して接続事業者が負担すべき金額

区分	単位	料金額		
		NTT東日本	NTT西日本	
き線点情報調査費	1通信用建物ごとに	33,199円	19,975円	
き線点換算線路長調査費	1電柱ごとに	752円	755円	
メトリック加入者線と電柱に設置する装置等との接続可否に係る調査費	机上調査	1電柱ごとに	1,223円	1,517円
	現地調査	1電柱ごとに	10,987円	13,649円
電柱添架現地調査費	1件ごとに	電柱添架の可否を回答するために現地調査を行う場合に要する費用(実費)		

## (2) 電柱添架等の手続

### 電柱添架の手続

電柱への接続に必要な装置等をNTT東西の電柱に設置するための手続として、接続事業者が電柱添架を申込み、その可否回答を受ける手続等を規定。

手続	期限
電柱添架の申込み	-
電柱添架の可否回答	申込みから1ヶ月以内に回答
電柱添架に関する個別契約	可否回答から3ヶ月以内に締結
電柱添架に係る工事	契約締結後3ヶ月以内に着手

個別契約の主な内容(例)：具体的使用区間、使用本数、使用期間等

### 接続事業者が工事・保守を行う場合の手続等

接続事業者が自前で工事・保守を行う際に、当該接続事業者の要望に応じて、NTT東西が立会いを行う場合の手続及び費用を規定。

区分	単位	料金額	
		NTT東日本	NTT西日本
電柱添架立会費	1件ごとに	電柱添架に係る立会いを行う場合に要する費用(実費)	

### 電柱等の場所に関して接続事業者が負担すべき金額

取得固定資産価額を基礎に接続料の原価算定方法に準じて再計算の上、電柱使用料を改定。

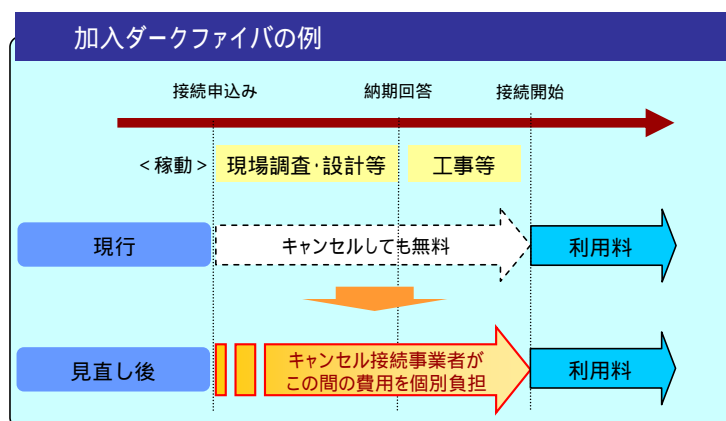
(年額)

区分	単位	料金額			
		変更後		現行	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごとに	974円	1,133円	1,200円	1,200円

### 3. 加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直しの整備

#### (1) 加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込みのキャンセル費用の個別負担化

現行ルールでは、加入ダークファイバ及び局内光ファイバの接続の申込みについて接続事業者からキャンセルがあった場合、その時点までに行われた現場調査等に要した費用を接続料原価の一部に算入しているが、これを見直し、接続開始までに申込みのキャンセルがあった場合は、当該申込みからキャンセルまでに要した費用を当該接続事業者が個別に負担する仕組みを整備。



#### 違約金の設定

各違約金については、作業の進捗度合いに応じて、工程毎の違約金単金を設定し加算。なお、違約金単金は原則として本年2月に改定した平成18年度接続料等の作業単金に平均作業時間を乗じて算出。

#### 加入ダークファイバ

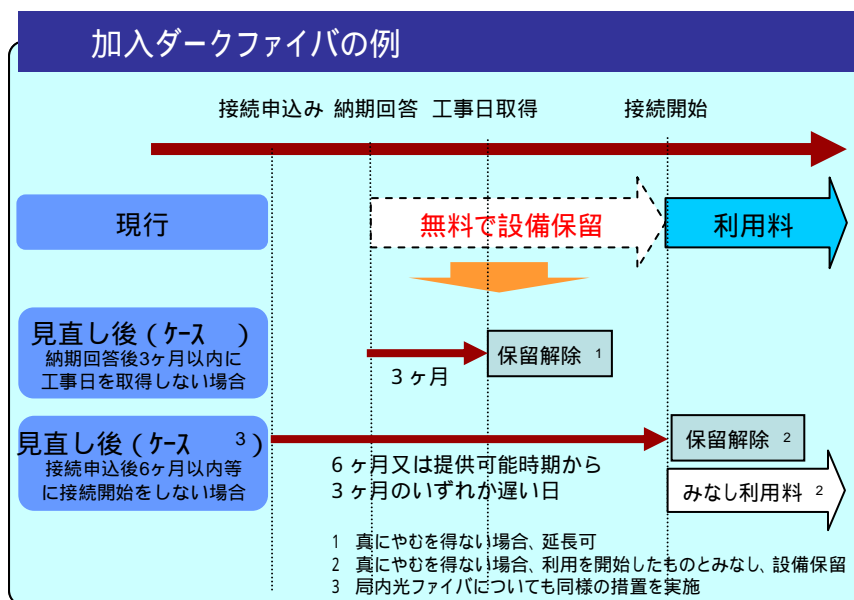
区分		違約金の額	
		NTT東日本	NTT西日本
申込到達日から提供可能時期回答を行うまでの間にキャンセル	現地調査を実施していない場合	4,359円	4,137円
	現地調査を実施している場合	19,401円	19,175円
提供可能時期回答後から工事完了するまでの間にキャンセル	現地調査を実施していない場合	9,718円	9,274円
	現地調査を実施している場合	24,760円	24,312円
工事完了後から接続開始までの間にキャンセル		接続の申込みに係る機能の利用料の12ヶ月分に相当する額	

#### 局内光ファイバ

区分	違約金の額	
	NTT東日本	NTT西日本
両端設備確定日から工事着手までの間にキャンセル	4,662円	4,468円
工事着手後から工事完了するまでの間にキャンセル	19,997円	19,051円
工事完了後から接続開始までの間にキャンセル	30,669円	29,167円

## (2) 加入ダークファイバの長期未利用保留の抑制措置等

加入ダークファイバについて、未利用のまま長期に保留されている状況を抑制するため、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合、当該ダークファイバについて申込がキャンセルされたものとみなす仕組みを整備。



## 4. 局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備

NTT東西の局舎内等に設置されている電気通信設備に関して、発火、発煙又は落下等(以下「発火等」という。)に係る予防・保全措置、緊急措置及び損害賠償など、安全性等を確保する仕組みを整備。

### (1) 発火等の予防・保全措置

#### 予防措置

相互接続点の調査・設置の申込時に、局舎内等に相互接続点を設置できない場合として、次の規定を追加。

発火等が生じるおそれがある装置等を設置する場合。

接続事業者が設置する整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していない場合。

## **保全措置**

接続に必要な装置等に係る保全措置として、次の規定を追加。

発火等が生じることのないよう、接続に必要な装置等を維持することを要すること。  
整流装置等を設置するときは、発火又は発煙が生じることのないよう監視・点検等の措置を講じるとともに、NTT東西が求めた場合、当該措置内容を書面により速やかに報告することを要すること。

## **(2) 発火等発生時の緊急措置等**

### **情報連絡及び消火活動等**

発火又は発煙の発生を発見した場合の対処として、次の規定を追加。

消防機関への通報を直ちに行うことを要するとともに、警報装置の鳴動、NTT東西への連絡及び消火活動等を行うよう努めること。  
消火活動等の緊急措置の実効性を確保するため、NTT東西及び接続事業者は、緊急措置を行った者に対し、その者の帰責事由等による場合を除き、当該緊急措置により発生した損害に係る賠償請求権を放棄すること。

### **発火等に係る損害賠償等**

発火等により損害が生じた場合には、その原因事業者がその損害を賠償することを要し、損害を受けた接続事業者は当該原因事業者に対し、その損害賠償ができることを規定。

## 平成19年3月答申における指摘事項(制度整備・約款変更に係るもの)

( : 今回諮問の接続約款の変更により措置するもの、 : 措置済みのもの、 : 検討中のもの)

### 接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定すること。

【平成19年7月:接続料規則の一部改正】

スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を策定すること。

【平成19年7月:接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」策定・公表】

### 事後精算制度の見直し

事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更すること。

【平成19年7月:接続料規則の一部改正】

### 接続料債務の不履行リスクの扱い

管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、管理部門において発生する貸倒損失について接続料原価の一部に算入すること。

【平成19年4月:第一種指定電気通信設備接続会計規則取扱要領の一部改正】

### 中継ダークファイバの扱い

N T T 東西において接続約款を変更し、不要な回線保留を抑制する仕組みにすること。

N T T 東西による迂回路や代替手段等に係る情報の開示を確保するため、接続に必要な情報の開示に係る告示<sup>1</sup>(以下「情報開示告示」という。)を改正すること。

【平成19年7月:情報開示告示の一部改正】

### 局舎スペース等の扱い

N T T 東西において接続約款を変更し、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講じること。

情報開示告示を改正し、提供不可であるコロケーションリソースについて提供が可能となった場合に、当該リソースの利用を希望している接続事業者に速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすること。

【平成19年7月:情報開示告示の一部改正】

N T T 東西の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定をN T T 東西の接続約款に加えること。

当審議会の情報通信技術分科会の審議結果を踏まえ、電気通信設備の安全・信頼性確保に

<sup>1</sup> 平成13年6月11日総務省告示第395号

向けた制度整備等、所要の措置を講じること。

#### 電柱におけるコロケーションルール

施行規則を改正し、電柱においてもコロケーションルールを整備すること。

【平成19年7月：電気通信事業法施行規則の一部改正】

情報開示告示を改正し、コロケーションを行うために必要な情報の提供に係る事項が接続約款において明記されるようにすること。

【平成19年7月：情報開示告示の一部改正】

#### 回線名義人情報の扱い

N T T 東西において契約約款を変更し、電話重畳型のDSLサービスについて、DSLサービスの利用者等からの申込みを可能とすること。

#### 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

N T T 東西において接続約款を変更し、接続事業者が加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みを接続開始までにキャンセルした場合、これに関して申込みからキャンセルの時点までに管理部門において実際に要した費用について、当該接続事業者が負担する仕組みとすること。

N T T 東西において接続約款を変更し、第一種指定電気通信設備の効率的な利用を確保する観点から、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合、当該加入ダークファイバについて申込みが撤回されたものと見なすこととするなどの措置を講じること。

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	-	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	-	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	-	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	-	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、必要な情報の開示を受ける手続、接続の請求への回答を受ける手続、協定の締結及び解除の手続、情報開示に係る標準的期間、接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	適	第一種指定電気通信設備である光信号用の中継系伝送路設備の敷設状況等接続の請求に際して、必要な情報の開示を他事業者が受ける手続が適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、情報の開示を受ける手続、設置等の可否について回答を受ける手続、他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、工事に係る標準的期間、場所等に関して他事業者が負担すべき金額、工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	適	他事業者が接続に必要な装置を N T T 東西の電柱等に設置する場合の情報の開示を受ける手続、設置等の可否について回答を受ける手続及び当該手続に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていると認められる。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、工事を行う手続、負担すべき金額、利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	-	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	適	本件申請に係る手続費及び工事費は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。



9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	適	第一種指定電気通信設備である光信号用の中継系伝送路設備に係る線路設備調査申込み及び接続申込み並びに建物等における相互接続点調査申込み及び設置申込みに対して行う各回答において用いるべき様式が、適正かつ明確に定められていると認められる。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	-	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	-	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



接続約款変更認可申請書



東相制第 07- 47 号  
平成 19 年 7 月 31 日

総務大臣  
菅 義偉 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

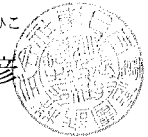
名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひこ

代表取締役社長 高部 豊彦



登録の番号及び年月日

第 233 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

目次

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
 第10条の3 相互接続点の調査  
 第10条の4 相互接続点の設置の申込み

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き  
 第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査  
 第34条の3 光信号中継回線の接続申込み

第6章 責務  
 第1節 責務  
 第2節 保守

第6節 割増金、違約金及び延滞利息  
 第76条の2 光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

第16章 雑則

別表

第2章 接続する設備の範囲  
 第2節 相互接続点  
 (相互接続点の設置場所)  
 第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

新

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
 第10条の3 相互接続点の調査及び設置申込み  
 第10条の4 相互接続点の設置  
 第10条の13 電柱添架の申込み  
 第10条の14 電柱添架に係る立会い

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き  
 第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み  
 第34条の3 光信号中継回線の接続

第6章 責務  
 第1節 責務  
 第49条の2 緊急措置等  
 第2節 保守

第51条の2 保全措置  
 第6節 割増金、違約金及び延滞利息  
 第76条の2 光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

第76条の4 電柱添架の手續きに係る違約金  
 雑則  
 第96条の12 電柱所有に係る情報の提供

別表

4 違約金

第2章 接続する設備の範囲

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、当社の通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1) 当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の他の装置等(技術的、経済的等による代替性の観点に基づき当社の通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」(指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。)といたします。)を設置することが可能な場所の位置及び寸法(図面で提供します。)

(2)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

(8) その他別表3(様式)様式第3の相互接続点調査申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査申込書又は別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書に記載する必要がある事項(前号に係るものを除きます。)に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間以内(前項第7号に係るものにあつては3週間以内とします。)に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備(光信号端末未回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線の保留は行いません。

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等(当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。)又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1) 通信用建物等において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等(技術的、経済的等による代替性の観点に基づき通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」(指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。)といたします。)を設置することが可能な場所の位置及び寸法(図面で提供します。)

(2)～(3) (略)

(4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否

(5)～(8) (略)

(9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号中継回線の提供可能時期(第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する提供可能時期とします。)

(10) その他別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書又は別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書に記載する必要がある事項に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間とし、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備(光信号端末未回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第7号に係るもの)にあつては3週間とします。)を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

#### (相互接続点の調査)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、相互接続点調査申込書に記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行つていない必要はありません。

2 (略)

3 当社は、第1項に規定する申込みがあつたときは、その通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路又はと道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱(以下「通信用建物等」といいます。))について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記した書面を第1項に規定する相互接続点調査申込書に添付することを要します。

4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達した日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を別表3(様式)様式第4の書面により行います。この場合において、接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとすその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の事業者の電気通信設備の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。

(1) (略)

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るもの)にあつては、第10条の3第5項に規定する期間とし、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。)を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

#### (相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架と異なる場合を除きます。))は、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。))及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点の調査及び設置申込書に記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行つていない必要はありません。

2 (略)

3 当社は、第1項に規定する相互接続点の調査の申込みがあつたときは、その通信用建物等について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記した書面を第1項に規定する相互接続点調査及び設置申込み書に添付することを要します。

4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達した日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとすその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の事業者の電気通信設備の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないもの)とします。この場合において、当社の回答をもつて第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従つて、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1) (略)

- (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、当社の通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。  
(3) (略)  
(4) 当社の通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。  
(5)～(6) (略)

(7) (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、当社の通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第7号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電力容量及び発電電力容量にあつては7kVAとします。以下同じとします。))を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。))を含みます。以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。))を含みます。))は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。))、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。))の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。))とします。))で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行うものとし、この場合において、当社が、当該通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1)～(2) (略)

7～8 (略)

- (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。  
(3) (略)  
(4) 通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。  
(5)～(6) (略)

(7) 発火、発煙又は落下その他の危険な事象(以下「発火、発煙又は落下等」といいます。))が生ずるおそれがあること。

(8) 接続申込者が設置する電源設備のうち整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していないこと。

(9) (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。))、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電力容量及び発電電力容量にあつては7kVAとします。以下同じとします。))を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。))を含みます。以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。))を含みます。))は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。))、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。))の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。))とします。))で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行うものとし、この場合において、当社が、当該通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1)～(2) (略)

7～8 (略)

(相互接続点の設置の申込み)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項に規定する回答を受け取った後1ヶ月(以下この項において「相互接続点設置申込期間」といいます。)以内に、別表3(様式)様式第5の書面により、当社に対し、当社が相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が相互接続点設置申込期間内にその申込みを行わないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答は、その効力を失います。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置申込期間内に、理由を付した書面により、当社に対し、当該申込みの期限を延長したい旨を申し出た場合には、当社は、相互接続点設置申込期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後3ヶ月までの範囲で延長することを認めます。

2 当社は、前項の規定により接続申込者から相互接続点を設置する旨の申込みを受けた場合は、その通信用建物等について、相互接続点及び接続に必要な装置等の設置のための空き場所を保留します。この場合において、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

3 接続申込者が、第1項の申込みを行った場合において、前条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手しないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答はその効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が第1項の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

4 前項の規定にかかわらず、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延滞申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後12ヶ月までの範囲で延長することを認めます。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとし、接続申込者が、延長された相互接続点設置工事着手期間内になお接続に必要な装置等の設置の工事に着手しないときは、前項の規定に準じて取り扱うものとします。

(相互接続点の設置)

第10条の4

接続申込者は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延滞申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

- 3 接続申込者は、第1項に規定する工事（前項の規定により工事の着手を延伸する場合を含みます。以下この条において同じとします。）に着手した日から3ヶ月以内にその工事を完了することを要します。ただし、接続申込者が、当社に対し、工事を完了するまでの期間が3ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出した場合には、その理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、その期間について、第1項に規定する工事に着手した日から6ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。当社がその延長を認めた場合において、接続申込者が、第1項に規定する工事に着手した後に、当社に対し、工事を完了するまでの期間が6ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出した場合には、その理由が合理的であると当社が判断したときに限り、当社は、その期間について、第1項に規定する工事に着手した日から6ヶ月を超えて延長することを認めるものとします。
  - 4 前項に規定する工事を完了することを要する期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。
  - 5 第1項に規定する工事の期間が3ヶ月を超える場合であって、当社が必要と認めるときは、当社は、接続申込者に当該工事の内容等について協議を申し入れることがあります。
  - 6 (略)
- (接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)
- 第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。
  - 2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りを行う通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。
  - 3 (略)
  - 4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。
- (相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)
- 第10条の6 (略)
  - (1)～(3) (略)
  - 2 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。
- (準用)
- 第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項、同条第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

- 5 第3項に規定する工事（前項の規定によりその工事の着手を延伸する場合を含みます。）の期間が3ヶ月を超える場合であって、当社が必要と認めるときは、当社は、接続申込者に当該工事の内容等について協議を申し入れることがあります。
  - 6 (略)
- (接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)
- 第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査）第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る当社の通信用建物等に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。
  - 2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りを行う当社の通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。
  - 3 (略)
  - 4 前各項の規定は、当社が第10条の3（相互接続点の調査）第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。
- (相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)
- 第10条の6 (略)
  - (1)～(3) (略)
  - 2 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。
- (準用)
- 第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査）第1項、同条第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。



第2章の3 削除

第10条の9～第10条の12まで 削除

(電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架（当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は当社の通信用建物内に相互接続点を設置する場合に当社の通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置することをいいます。以下同じとします。）を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 当社は、前項に規定する申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、特別の事情がない限り、前項に規定する申込みの到達した日から1ヶ月以内に電柱添架が可能である旨の回答を行い、その回答をもって前項に規定する電柱添架の申込みの承諾とします。

当社は、電柱添架が可能である旨の回答を行った場合には、その回答内容に従って、電柱添架を実施するための場所を保留します。

(1) 電柱添架を実施するための場所がないこと。

(2) 当社の電柱の更改計画又は移転計画等に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 電柱添架に関する基本契約又は個別契約の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。

(4) 電柱添架を実施することにより、法令等に違反し、又は違反するおそれがあること。

(5) 電柱添架に必要な道路占用許可等を取得できない、又は取得できないおそれがあること。

(6) 電柱添架を実施することにより、発火、発煙又は落下等が生じるおそれがあること。

(7) その他当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあること。

3 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に、当社と電柱添架に関する個別契約を締結することを要します。接続申込者が前項に規定する回答を当社が行った日から3ヶ月以内に電柱添架に関する個別契約を締結しないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、電柱添架を実施するための場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が第1項に規定する電柱添架の申込みを撤回したものとみなします。

4 接続申込者は、前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。以下この項において同じとします。）に電柱添架に係る工事に着手することを要します。この場合において、接続申込者が前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内に電柱添架に係る工事に着手しないときは、当社は、その電柱添架に関する個別契約を解除するものとします。

ただし、接続申込者が、前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内に、理由を付した書面により、当社に対し、その工事に着手するまでの期間を延長したい旨を申し出た場合には、その延長理由が合理的であると当社が判断したときに限り、当社は、その期間について、延長することを認めることとします。

5 第2項の場合において、電柱添架を実施することができないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

この場合において、第2項第2号に該当するものの、その他の号には該当しないと当社が判断した場合において、接続申込者が電柱添架を希望する日から当社の電柱の更改又は移転等を予定している事業年度（4月から翌年3月までとします。以下同じとします。）の開始日までの期間が1年を超えるときは、当社は、その期間に限定した第1項に規定する電柱添架の申込みを行った場合は、電柱添架が可能である旨の回答を行うことを併せて通知します。

6 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項、第3項及び第4項の規定は、接続申込者が電柱添架の申込みを行う場合に準用します。

（電柱添架に係る立会い）

第10条の14 前条第4項に規定する電柱添架に関する個別契約を当社と締結した接続申込者から、電柱添架に係る工事又は保守を行う場合の立会いの申込みがあったときは、当社は、当社の業務遂行上支障がある場合を除き、その申込みを承諾し、当社が指定する立会者が立ち会うものとします。

第3章 協定の締結手続等

第1節 事前調査

（準用）

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項又は第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の場合に準用します。

（接続申込みの承諾）

第22条（略）

(1)～(4)（略）

2（略）

3 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条（略）

(1)～(4)（略）

2～3（略）

4 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条（略）

(1)～(2)（略）

2 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3～4（略）

第3章 協定の締結手続等

第1節 事前調査

（準用）

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第1項又は第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の場合に準用します。

（接続申込みの承諾）

第22条（略）

(1)～(4)（略）

2（略）

3 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条（略）

(1)～(4)（略）

2～3（略）

4 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条（略）

(1)～(2)（略）

2 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3～4（略）

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号中継回線の線路設備調査)

第34条の2 接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み(接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、線路設備調査申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを同時に行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを行うことも可能です。

2 当社は、前項の規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期(接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、次条第1項の申込みの到達した日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、次条第1項の申込みの到達した日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。))とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答します。

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の2 接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み(接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)及び接続の申込みを行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを同時に行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期(接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、この項に規定する回答を当社が行う日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。))とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する光信号中継回線の特

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

(光信号中継回線の接続申込み)

第 34 条の 3 接続申込者は、前条第 2 項に規定する回答を受け取った後 1 ヶ月 (以下この項において「光信号中継回線接続申込期間」といいます。 ) 以内に、別表 3 (様式) 様式第 7 - 4 の書面により、当社に対し、当社が提供可能時期を回答した区間に係る光信号中継回線を接続する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が光信号中継回線接続申込期間内にその申込みを行わないときは、当社が行った光信号中継回線の線路設備調査に関する回答は、その効力を失います。ただし、接続申込者が、光信号中継回線接続申込期間内に、理由を付した書面により、当社に対し、その申込みの期限を延長したい旨を申し出した場合には、当社は、光信号中継回線接続申込期間を前条第 2 項に規定する回答を受け取った後 3 ヶ月までの範囲で延長することを認めます。

2 当社が、前条第 2 項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、前条第 2 項に規定する回答を受け取った後 6 ヶ月が経過する日と提供可能時期から 3 ヶ月 (当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。 ) が経過する日とのいずれか遅い日までに接続を開始することを要します。

3 当社が、前条第 2 項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となったときをもって、接続申込者が前条第 1 項に規定する線路設備調査の申込みを行ったものとみなし、接続申込者に対し、遅滞なく、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表 3 (様式) 様式第 7 - 3 の書面により必要な情報を通知するものとします。

4 前項の場合において、接続申込者は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期から 3 ヶ月以内 (当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。 ) に接続を開始することを要します。この場合において、接続申込者は接続開始時期を当社に遅滞なく通知することを要します。

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合は前条の各項目の手続きを要するものとします。

(光信号中継回線の接続)

第 34 条の 3

当社が、前条第 2 項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から 1 ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期 (接続申込者が指定する接続を開始する日) をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第 2 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月が経過する日と提供可能時期から 3 ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。 ) を通知することを要します。

2 接続申込者が、前条第 2 項に規定する回答を当社が行った日から 1 ヶ月以内に接続開始時期を通知しなかったときは、前条第 2 項に規定する回答及び承諾 (一部について接続開始時期の通知をしなかったときは、その部分に係るものに限ります。 ) は効力を失い、当社は、前条第 2 項に定める未利用芯線の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第 1 項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなします。

3 当社が、前条第 2 項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表 3 (様式) 様式第 7 - 3 の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4 当社が、前項に規定する通知をしたときは、接続申込者は、その通知を当社が行った日から 1 ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期 (前項に規定する当社の準備が整う時期から 3 ヶ月以内の日であることを要します。 ) を通知することを要します。この場合において、接続申込者が、前項に規定する通知を当社が行った日から 1 ヶ月以内に接続開始時期を当社に通知しなかったときは、当社は第 2 項に準じて取り扱うものとしします。

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合は前条及び前各項目の手続きを要するものとします。



5. 当社は、第1項の申込みがあった場合において、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第2項各号に該当しない（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとし、）と判断したときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内（光信号局内伝送路の準備を整えるよう努めます。）

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

6. 第2項又は第5項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第4項各号のいずれかに掲げる理由（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとし、）を通知します。

7. 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとし、）と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内（光信号局内伝送路の準備を整えるよう努めます。）

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

8. 第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとし、）を通知します。

9. 接続申込者は、第1項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期（光信号局内伝送路）において、第2項に規定する提供可能時期（接続する光信号局内伝送路）を特定しない提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。）をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。）から3ヶ月（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）が経過する日と（以下この条において「接続開始期日」といいます。）までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項及び第7項に規定する申込みを撤回したものとみなします。ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

10. 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が行った第1項に規定する申込みに係る機能の利用を開始したものとみなします。

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）  
第34条の5 当社が第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第4項第1号又は第34条の4（光信号局内伝送路）第6項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信建物に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 （略）

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）  
第34条の5 当社が第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項第1号又は第34条の4（光信号局内伝送路）第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信建物に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 （略）

第4章 標準的接続期間  
(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査)第5項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第5項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第92条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第96条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

第4章 標準的接続期間  
(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第92条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第96条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

第6章 責務

第1節 責務  
(緊急措置等)

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとし、

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は当社の電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 当社及び接続申込者は、当社、その接続申込者又は第三者(他の接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)が消火活動等の緊急措置を行う場合があることについて予め承諾するものとし、その緊急措置を行った者に対して、その緊急措置によって生じた損害に係る賠償請求権を放棄するものとし、

ただし、その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じた損害に係る賠償請求権及びその緊急措置を行った者にその発火又は発煙について責めに帰すべき事由がある場合(その緊急措置を行った者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。)に生じた損害に係る賠償請求権については、この限りではありません。

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は当社の電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合(その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。)において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害(当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの(その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。))を含みます。)を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとし、

5 前項における第三者から苦情、訴え等があったときは、その接続申込者の責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。

第2節 保守

(保安措置)

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

2 前項の場合において、接続申込者が蓄電池設備又は電源設備のうち整流装置を設置するときは、接続申込者は、発火又は発煙が生じることのないよう監視、点検等適切な措置を講じることを要します。

3 接続申込者は、当社が求めた場合は、前項に規定する措置内容について、書面により速やかに報告することを要します。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用を開始したものとみなす場合を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係るものを除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第8欄に属するもの)に限り、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、データ伝送機能、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3~4 (略)

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 (略)

(1) 当社が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する相互接続点の調査を行ったとき。

(2)~(9) (略)

(10) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(11) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用を開始したものとみなす場合を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係るものを除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第8欄に属するもの)に限り、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、データ伝送機能、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3~4 (略)

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 (略)

(1) 当社が、第10条の3(相互接続点の調査)に規定する相互接続点の調査を行ったとき。

(2)~(9) (略)

(10) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはトンネル又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(11) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。



- (12) 第 92 条の 3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。
- (13) その協定事業者が、第 96 条の 3 (DSL 回線に係る情報の提供) に規定する情報の提供を受けたとき (ただし、同条第 3 号に規定する情報提供に係る協定事業者の費用負担額について、当社は協定事業者と協議します。)

(14) ~ (19) (略)

- (20) その協定事業者が、第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査) に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(21) ~ (23) (略)

2 ~ 4 (略)

- (12) 第 92 条の 3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

- (13) その協定事業者が、第 96 条の 3 (DSL 回線に係る情報の提供) に規定する情報の提供を受けたとき (ただし、同条第 3 号に規定する情報提供に係る協定事業者の費用負担額について、当社は協定事業者と協議します。)

(14) ~ (19) (略)

- (20) その協定事業者が、第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(21) ~ (23) (略)

- (24) 当社が、第 10 条の 13 (電柱添架申込み) 第 2 項の規定に基づき電柱添架の可否を回答するた  
めに現地調査を行ったとき。

- (25) 第 10 条の 14 (電柱添架に係る立会い) の規定により、当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

- (26) その協定事業者が電柱添架を実施した場合であって、当社がその協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認を行ったとき。

2 ~ 4 (略)

(電柱に係る負担額の支払義務)

第 68 条の 3 接続申込者は、料金表第 3 表 (預かり保守等契約等) に基づく負担額 第 3 (電柱に係る個別契約) に規定する費用を事業年度ごとに負担することを要します。

2 前項に規定する事業年度において電柱添架を実施しない期間が生じた場合は、接続申込者は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度において電柱添架を開始した日 (電柱添架に関する個別契約に定める日) とします。ただし、その日が前事業年度以前の日である場合は当該事業年度の初日とします。 (を含む) 月が翌事業年度以前の日である場合は当該事業年度の最終日とします。 (を含む) 月までの期間に相当する電柱添架の費用を負担するものとします。ただし、接続申込者は、この約款によらない当社との契約に基づき当社の電柱に装置等を設置している同一の場所において継続して電柱添架を開始するときは、電柱添架を開始した日を含む月に相当する電柱添架の費用の負担は要しないものとします。

(接続料金等の実績に基づく精算)

第 73 条の 2 当社は、端末回線伝送機能 2-1-1-2 第 3 欄了欄、光信号電気信号変換機能第 2 欄、加入者交換機能メニユー利用機能、優先接続機能、光信号中継伝送機能 2-5-3-2 第 1 欄、光信号局内伝送機能了欄若しくは波長多重機能に係る網使用料又はみなし契約者に関する宛名情報提供手数料 (1 件ごとの料金額に限り) 若しくは優先接続受付手数料若しくは光回線設備線路条件調査費 (1 件ごとの料金額に限り) 若しくは光配線区域情報調査費若しくは線点情報調査費に係る手続費について、その事業年度の必要の実績値及び受付実績値 (以下「当年度実績」といいます。)) を把握したときは、それらの網使用料及び手続費と、当年度実績によって算定した精算のための網使用料及び手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

2 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算)

第 73 条の 2 当社は、端末回線伝送機能 2-1-1-2 第 3 欄了欄、光信号電気信号変換機能第 2 欄、加入者交換機能メニユー利用機能、優先接続機能、光信号中継伝送機能 2-5-3-2 第 1 欄、光信号局内伝送機能了欄若しくは波長多重機能に係る網使用料又はみなし契約者に関する宛名情報提供手数料 (1 件ごとの料金額に限り) 若しくは優先接続受付手数料若しくは光回線設備線路条件調査費 (1 件ごとの料金額に限り) 若しくは光配線区域情報調査費若しくは線点情報調査費に係る手続費について、その事業年度の必要の実績値及び受付実績値 (以下「当年度実績」といいます。)) を把握したときは、それらの網使用料及び手続費と、当年度実績によって算定した精算のための網使用料及び手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

2 (略)

第6節 割増金、違約金及び延滞利息

(光信号中継回線の接続の接続の手續きに係る違約金)

第76条の2 接続申込者が第34条の3(光信号中継回線の接続申込み)第1項の申込みを行った場合であつて、その接続を開始するまでの間に、その申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合を含む。)、は、接続申込者は、申込みの到達した日から申込みを撤回した日までの間の光信号中継伝送機能に係る料金額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限り、)に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第6節 割増金、違約金及び延滞利息

(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)

第76条の2 接続申込者が、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第34条の3(光信号中継回線の接続)第2項又は第4項の規定により第34条の2第1項に規定する接続の申込みを撤回したもの)とみなした場合を含む。)、は、接続申込者は当社に対して、別表4(違約金)第1(光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項若しくは第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含む。)、は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含む。)、は、接続申込者は当社に対して、別表4第3(光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)  
第76条の3 接続申込者が第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第1項の申込みを行った場合であつて、接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に、その申込みを書面により撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合を除き、申込みの一部を撤回したとき)又は第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合の申込み)は、接続申込者は、申込みの到達した日から申込みを撤回した日までの間の設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。)に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)  
第76条の3 接続申込者が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第10条の4(相互接続点の設置)第2項若しくは第4項又は第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとしします。)を、第10条の3第5項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表4(違約金)第4(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第1欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) 相互接続点の設置の申込み(前号に規定するものを除きます。)を、第92条第1項第1号に規定する建設費契約を締結した日又は同条第3項に規定する自前工事の申込みが当社に到達した日から工事が完了する日までの間に撤回したとき

別表4第4第2欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

ただし、接続申込者が、第92条第2項の規定により、設備使用料(受発電設備に係るもの)に限りません。)に係る費用(撤回された部分の申込みに係るもの)に限りません。)を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

2 前項第1号の場合において、接続申込者が、第92条第2項の規定により、設備使用料(保管料に限りません。)及び設備使用料(受発電設備に係るもの)に限りません。)に係る費用(撤回された部分の申込みに係るもの)に限りません。)を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

(電柱添架の手続きに係る違約金)

第76条の4 接続申込者が、第10条の13(電柱添架申込み)第1項に規定する電柱添架の申込みが当社に到達した日から同条第3項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結するまでの間に、その申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合又は同条第3項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は、別表4(違約金)第5(電柱添架に係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限りません。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。



4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社が撤回したときは、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の4第1項の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

（接続申込者等による立会いのための立入り）

第92条の2 建設請負契約又は預かり保守等契約に基づき、当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを当社の通信用建物等において設置又は保守するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、その設置又は保守に立ち会うため当社の通信用建物等に立ち入ることができま

す。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第92条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う場合としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができま

す。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(5) (略)

(6) その設置又は保守に係る作業を行う者が属する団体が当社の通信用建物等において工事又は保守を行ったことがなく、その設置又は保守に係る作業によって当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがあるとき。

(7) (略)

2 (略)

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第92条の4 第10条の3（相互接続点の調査）の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあつてはその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であつてその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1) 当社が第10条の4第1項の申込みの到達した日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

ア～イ (略)

(2) (略)

2 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社が撤回したときは、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

（接続申込者等による立会いのための立入り）

第92条の2 建設請負契約又は預かり保守等契約に基づき、当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、その設置又は保守に立ち会うため通信用建物等に立ち入ることができま

す。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

2～3 (略)

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第92条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う場合としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができま

す。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(5) (略)

(6) その設置又は保守に係る作業を行う者が属する団体が通信用建物等において工事又は保守を行ったことがなく、その設置又は保守に係る作業によって当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがあるとき。

(7) (略)

2 (略)

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第92条の4 第10条の3（相互接続点の調査及び設置の申込み）の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあつてはその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であつてその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1) 当社が第10条の3第5項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

ア～イ (略)

(2) (略)

2 (略)

(工事等の制限)

第92条の5 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社の通信用建物等が損壊したとき。
- (3)～(8) (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第96条の2 (略)

(DSL回線等に係る情報の提供)

第96条の3 (略)

(工事等の制限)

第92条の5 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、通信用建物等が損壊したとき。
- (3)～(8) (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第96条の2 (略)

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない当社の通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

(DSL回線等に係る情報の提供)

第96条の3 (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点(当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域(以下「メタル配線区域」といいます。))における配線の起点となる点をいいます。以下同じ)の位置、電柱番号及びメタル配線区域の範囲に関する情報並びにき線点換算線路長(当社がメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じ)とします。)をいいます。以下同じとします。)の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。)を回答します。

3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、その協定事業者が指定するき線点の電柱ごとに、き線点換算線路長の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

4 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、当社のメタリック加入者線と協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否(相互接続点を設置しようとする電柱がき線点の電柱でない場合又は一部のメタリックケーブルに係るメタリック加入者線との接続が不可となる場合等)については、接続不可となるものとし、その情報(情報の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する電柱ごとに、その情報を回答します。)

(様式)

第 96 条の 5 (略)

2 第 34 条の 2 第 5 項及び第 34 条の 3 第 5 項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表 3 (様式) 第 7-2、第 7-3 及び第 7-4 の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第 96 条の 6

1～3 (略)

(様式)

第 96 条の 5 (略)

2 第 34 条の 3 (光信号中継回線の接続) 第 5 項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表 3 (様式) 第 7-2、第 7-3 及び第 7-4 の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第 96 条の 6

1～3 (略)

4 当社は、接続申込者から、第 10 条の 2 (事前照会) 第 3 項若しくは第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項に規定する回答又は第 96 条の 7 (光回線設備との接続に係るその他の情報の提供) 第 1 項第 3 号の規定に基づき提供する情報において光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報(他の区間の光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。)の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第 96 条の 7 (略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第 96 条の 7 (略)

2 当社は、光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第 96 条の 8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された接続料、接続料、工事費並びに当社の通信用建物、管路、とう道等に設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第 96 条の 8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(電柱所有に係る情報の提供)

第 96 条の 12 当社は、接続申込者から、その接続申込者が電柱添架を実施しようとする電柱が当社の所有に係るものであるかを否かを判別する情報の提供を求められた場合は、その接続申込者が判別することができないときに限り、その情報を回答します。

第2表 工事費及び手続費  
第2 手続費  
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケーシング内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8)～(13) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費  
第2 手続費  
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケーシング内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8)～(13) (略)	(略)

2 手続費の額  
2-1 手続費

(1)～(9) (略)	区分	単位	手続費の額	備考
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用 ア イウエ以外の場合 イ～エ (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
(11)～(20) (略)	(略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
(21) 相互接続点調査費	相互接続点の調査に要する費用 ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するための基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごと 1 通信用建物ごとの1件ごと	9,274円 883円	- -

2 手続費の額  
2-1 手続費

(1)～(9) (略)	区分	単位	手続費の額	備考
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用 ア イウエ以外の場合 (2-2 (2-1 以外の手続費) 表中第8欄の手続費が適用される場合を除きます。) イ～エ (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
(11)～(20) (略)	(略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の可否について調査する場合は第10条の2 (事前照会) 第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用 ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するための基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごと 1 通信用建物ごとの1件ごと	9,274円 883円	- -



(22) 光信号中継回線の線路設備調査に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査申込書に指定した事項に係る情報を提供する場合に要する費用	1区間ごと	2,256円	(略)
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第7号に係るものに限り)を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)
(24)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(22) 光信号中継回線に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査及び接続申込書に指定した事項について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	1区間ごと	2,256円	(略)
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り)を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)
(24)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(28) き線点情報調査	第96条の3(DSL回線等)に係る情報の提供(第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用)	1通信用建物ごとに	33,199円	(略)
(29) き線点換算線路長調査費	第96条の3(DSL回線等)に係る情報の提供(第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用)	1電柱ごと	752円	(略)

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第96条の3(DSL回線等)に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続可否に係る情報を提供する場場合に要する費用	ア 机上調査を行う場合 イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに 1 電柱ごとに	1,223 円 10,987 円	
--	--	----------------------------	--------------------	---------------------	--

2-2 2-1 以外の手続費

区分		単 位	備 考
(1) 相互接続点調査費	相互接続点の調査に要する費用(2-1(手続費)表中第21欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1 件ごとに	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 相互接続点設置場所等の事前照会に係る情報調査費	相互接続点を設置しようとする通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報を提供する場合に要する費用(2-1(手続費)表中第23欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1 件ごとに	
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)

2-2 2-1 以外の手続費

区分		単 位	備 考
(1) 相互接続点に係る情報又は事前照会に係る情報についての調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合は第10条の2(事前照会)第2項各号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用(2-1(手続費)表中第21欄、第22欄又は第23欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1 件ごとに	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除			
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第96条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1 件ごとに	
(7) 電柱添架現地調査費	電柱添架の可否を回答するために現地調査を行う場合に要する費用	1 件ごとに	
(8) 電柱添架立会費	第10条の14(電柱添架に係る立会い)に規定する立会いを行う場合に要する費用	1 件ごとに	

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額1,200円とします。

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

年 月 日

第 号

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報
-------------------------	-----------

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 接続約款第10条の2第2項第7号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙に記載し添付すること。

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額974円とします。

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

年 月 日

第 号

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報
-------------------------	-----------

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。

3 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。

4 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

様式第1別紙1

事前照会申込 (相互接続点)

地区名 (ビル名)	専用サービス 年月日		
業務開始予定時期	電話サービス 年月日		
伝送区間	NTT東日本/ NTT西日本		
伝送方式	NCC		
伝送システム数	S時 終局		
接続次群			
アンテナ種別、数量			
設備概要	外形の寸法 高 × 幅 × 奥 Kg/m <sup>2</sup>		
伝送設備	総重量		
	発熱量		
	所要容量		
	電圧規格		
	電磁誘導		
	VCCI適合	有 無	
	キャビネット	排気種別	上部 背面 (前面) 側面
	排気条件	排気ファン	有 (強制空冷) 無 (自然空冷)
	温度条件		
	湿度条件		
電力設備概要	電源種別		
	供給条件		
	接地種別		
線路・土木	ルート数		
	管路条数		
	ケーブル条数		
	心線数		
	心線種別		
利用内容			
その他			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料 (様式任意) を添付すること。

注3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図 (様式任意) を添付すること。

- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値（単位アンペア）で記入すること。

様式第1別紙2  
(略)

様式第1別紙3

事前照会内容 (光信号中継回線)							
No	ポート コード	区間		調査希望 芯線 数	光回線設備接続 モジュールにおける Fiber利用の有無	接続開始希望 時期	備考
		当社の通 信用建物 名	当社の通 信用建物 名				
		～					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第2 (第10条の2第3項関係)

事前照会回答書

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社 印

年 月 日

年 月 日

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注 接続約款第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙に記載し添付します。

事前照会回答書

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社 印

年 月 日

年 月 日

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注 1 第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。

2 第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。

3 第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。

様式第2別紙1

事前照会回答 (相互接続点)

調査結果	対象ビル名
	住所
	各種工事の有無
	条件
	判定結果及びその理由
	コロケーションの場所及びその選定理由
	調査費用及びその内訳
	預かり保守等契約等に基づく負担額

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 注2 接続に必要な装置を設置するための空き場所 (スペース、MDF端子、受電力容量及び発電電力容量に係るもの) ごとに回答します。

様式第2別紙2  
(略)

様式第2別紙2

(略)

様式第2別紙3

事前照会回答 (光信号中継回線)

利用区間	接続開始希望期	提供可能時期	芯線数	提供可能時期	光回線設備接続における利用の有無	ファイバ種別	伝送損失	距離	記事
	希望期での提供可否	理由							
当社の通信用建物名	当社の通信用建物名	当社の通信用建物名	光主配線盤設置加丁	光主配線盤設置ノロ丁	コネクタ種別	コネクタ種別	光主配線盤設置ノロ丁	光主配線盤設置加丁	
当社の通信用建物名	当社の通信用建物名	当社の通信用建物名	光主配線盤設置加丁	光主配線盤設置ノロ丁	コネクタ種別	コネクタ種別	光主配線盤設置ノロ丁	光主配線盤設置加丁	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 注3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。  
 注4 ファイバ種別については、シグナルモード・波長の別及び使用波長を回答します。

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査申込書

第 年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査)第1項の規定により、相互接続点調査を依頼します。

記

1. 調査内容	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
対象ビル			

2. 調査費用  
調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

様式第3別紙

地区名(ビル名)	年月日	年月日	年月日
業務開始予定時期	専用サービス	電話サービス	年月日
伝送区間	NTT東日本/N	NTT西日本	年月日
伝送方式	NCC		
伝送システム数	S時		
接続次群	終局		
アンテナ種別、数量			
外形の寸法	高	幅	奥
総重量	Kg/m <sup>2</sup>		
発熱量			
所要容量			
電圧規格	VCCI適合		
電磁誘導	有 無		
キャビネット	排気種別	上部	背面(前面)
排気条件	排気ファン	側面	側面
		有(強制空冷)	無(自然空冷)
温度条件			
湿度条件			
電源種別			
供給条件			

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査及び設置申込書

第 年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査内容	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
対象ビル			

2. 調査費用  
調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

様式第3別紙

地区名(ビル名)	年月日	年月日	年月日
業務開始予定時期	専用サービス	電話サービス	年月日
伝送区間	NTT東日本/N	NTT西日本	年月日
伝送方式	NCC		
伝送システム数	S時		
接続次群	終局		
アンテナ種別、数量			
外形の寸法	高	幅	奥
総重量	Kg/m <sup>2</sup>		
発熱量			
所要容量			
電圧規格	VCCI適合		
電磁誘導	有 無		
キャビネット	排気種別	上部	背面(前面)
排気条件	排気ファン	側面	側面
		有(強制空冷)	無(自然空冷)
温度条件			
湿度条件			
電源種別			
供給条件			

接地種別	
線路	ルート数
・	管路条数
土木	ケーブル条数
	心線数
	心線種別
利用内容	
その他	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 設置する装置の仕様、諸元等を示す資料（様式任意）を添付すること。  
 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。  
 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。  
 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。  
 6 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに調査を申込み場合には、その他欄にその旨を記入すること。

接地種別	
線路	ルート数
・	管路条数
土木	ケーブル条数
	心線数
	心線種別
利用内容	
その他	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料（様式任意）を添付すること。  
 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。  
 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。  
 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。  
 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。  
 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値（単位アンペア）で記入すること。



様式第4 (第10条の3第5項関係)

相互接続点調査回答書

殿

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社 印

年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査結果	
対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担額	

様式第5 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置申込書

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

年 月 日

氏名 印  
所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第1項の規定により、弊社相互接続点調査申込書(年 月 日付け 号)に対する貴社回答書(年 月 日)につきまして、回答書の内容で相互接続点の設置を申し込みます。

対象ビル	引き込み箇所等	記事

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4 (第10条の3第5項関係)

相互接続点調査回答書

殿

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社 印

年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査及び設置の申込みについて結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査結果	
対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

注2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの)ごとに回答します。

様式5 削除

様式第5-2 (第10条の4第4項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

号  
第 月 日  
年

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名  
所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第4項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由		年 月 日
2. 延伸後の工事に係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。  
 3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式7-2 (第34条の2第1項関係)

線路設備調査申込書(光信号中継回線)

号  
第 月 日  
年

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名  
所属(法人名等)

貴社接続約款第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査を申し込みます。

1. 調査内容

接続を希望する線路設備の概要	合計	区間	芯
接続を希望する設備の条件等			
連絡先 (担当者氏名、電話番号)			

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 線路設備調査申込に際しては、別紙に記載し添付すること。

様式7-2別紙  
(略)

様式第5-2 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

号  
第 月 日  
年

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名  
所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由		年 月 日
2. 延伸後の工事に係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。  
 3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式7-2 (第34条の2第1項関係)

線路設備調査及び接続申込書(光信号中継回線)

号  
第 月 日  
年

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名  
所属(法人名等)

貴社接続約款第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び線路設備接続申込)第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

接続を希望する線路設備の概要	合計	区間	芯
接続を希望する設備の条件等			
連絡先 (担当者氏名、電話番号)			

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式7-2別紙  
(略)

様式第 7-3 (第 34 条の 2 第 2 項関係)

線路設備調査回答書 (光信号中継回線)

第 年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社 印

年 月 日 付 号にて線路設備調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計	区間	芯
調査費用	円	(消費税については別途申し受けます)	
その他			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
 2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第 7-3 別紙 (略)

様式第 7-4 (第 34 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 4 第 1 項関係)

光回線設備接続申込書

第 年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社 殿

所属 (法人名等) 印  
 氏名

(光信号中継回線に係るもの)  
 貴社接続約款第 34 条の 3 (光信号中継回線の接続申込み) 第 1 項の規定により、弊社線路設備調査申込書 (年 月 日付第 号) に対する貴社線路設備調査回答書 (年 月 日付第 号) の内容で、光回線設備との接続を申し込みます。

(光信号端末回線及び光信号局内伝送路に係るもの)  
 貴社接続約款第 34 条の 4 (光信号端末回線及び光信号局内伝送路の接続申込) 第 1 項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-3 (第 34 条の 2 第 2 項関係)

線路設備調査回答書 (光信号中継回線)

第 年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社 印

年 月 日 付 号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計	区間	芯
調査費用	円	(消費税については別途申し受けます)	
その他			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
 2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第 7-3 別紙 (略)

様式第 7-4 (第 34 条の 4 第 1 項関係)

光回線設備接続申込書

第 年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社 殿

所属 (法人名等) 印  
 氏名

貴社接続約款第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 1 項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

- 2 光信号中継回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
- 3 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。
- 4 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙3に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込 (光信号中継回線)			
No	調査結果 (様式E別紙)	線路設備接続申込	記事
		申込芯線数	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 様式7-3別紙の調査結果との関係がわかる形式で記載すること。

様式第7-4別紙2  
(略)

様式第7-4別紙3  
(略)

- 2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
- 3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1  
(略)

様式第7-4別紙2  
(略)

様式第7-5 (第34条の3第1項関係)

接続開始時期通知書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所屬 (法人名等) 印  
氏名

貴社接続約款第34条の3 (光信号中継回線の接続) 第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書 (年 月 日付(第号)) について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-5別紙1

接続開始時期通知			
No	調査結果 (様式7-3 別紙)	線路設備接続申込	記事
		申込芯線数	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 25 (第 92 条第 3 項関係)

自前工事実施申込書

年 月 日  
第 号

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属 (法人名等) 印

貴社接続約款第 92 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第 3 項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容		内容		
1. 工事概要	区分			
	相互接続点設置申込書の文書番号等			
	ビル名			
	工事内容			
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容			
		工事着手予定日	年 月 日	
		電力設備利用開始希望日	年 月 日	
		工事完了予定日	年 月 日	
		装置名とその数量	電力容量 (A)	発熱量 (KW)
	施工会社名 (予定)			
	利用内容 (装置諸元等)			
	その他			

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

様式第 25 (第 92 条第 3 項関係)

自前工事実施申込書

年 月 日  
第 号

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属 (法人名等) 印

貴社接続約款第 92 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第 3 項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容		内容		
1. 工事概要	区分			
	相互接続点調査及び設置申込書の文書番号等			
	ビル名			
	工事名			
	工事内容			
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容			
		工事着手予定日	年 月 日	
		電力設備利用開始希望日	年 月 日	
		工事完了予定日	年 月 日	
		装置名とその数量	電力容量 (A)	発熱量 (KW)
	施工会社名 (予定)			
	利用内容 (装置諸元等)			
	その他			

2. 申込者連絡先

所属名	
申込者	
連絡先	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

別表4 違約金

第1 光信号中継回線の接続の手續に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第76条の2（光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續に係る違約金）第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金		第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2 光信号端末回線の接続の手續に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第76条の2（光信号中継回線、光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特走しないで提供可能時期を回答した場合に、同条第5項に規定する通知とします。以下この表において同じとします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	(1) 第34条の4（光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特走しないで提供可能時期を回答した場合に、同条第5項に規定する通知とします。以下この表において同じとします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	4,359円
	(2) 第34条の4第2項に規定する回答を当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了するまでの間に撤回を行った場合	ア イ以外の場合 イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合
接続申込みの撤回を行った場合の違約金	ア イ以外の場合	9,718円
	(7) (1)以外の場合 (1) 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	24,760円

		<p>イ 光信号 端末回線の接続に係る工事が、光信号分岐端末回線に係るものに限られる場合</p>	<p>(7) (イ)以外の場合 (イ) 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合</p>	<p>8,718円 23,760円</p>
<p>(3) 当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合</p>	<p>ア イ以外の場合 イ その光信号分岐端末回線に含まれる場合</p>	<p>その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料の12ヶ月分に相当する額 その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料については、右欄に掲げる料金額とします。)の12ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額に相当する額を加算した額</p>		

第3 光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第76条の2(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の) 第3項に規定する接続の違約金) 第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確立した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合 (2) 当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手した後、当社が当該工事を完了するまでの間に撤回を行った場合 (3) 当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	4,662円  19,997円  30,669円

第4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分		違約金の額
(1) 接続申込者が、第76条の3(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金) 第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み) 第5項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保管料(保管料に限りません。)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。)に相当する額	その申込みに係る設備使用料(受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表(接続料金)第1(網使用料) 2-1-1-1 第4欄ア) 欄(イ)②Aに規定する料金を含みます。)の6.4ヶ月分に相当する額
(2) 接続申込者が、第76条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金		



第5 電柱添架の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) 第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架の申込みが当社に到達した後、同条第2項に規定する回答を当社が行うまでの間に、接続申込者が、第76条の4(電柱添架の手續きに係る違約金)に規定する電柱添架の申込みの撤回を行った場合の違約金	991円
(2) 第10条の13第2項に規定する回答を当社が行った後、電柱添架に関する個別契約を締結するまでの間に、接続申込者が、第76条の4に規定する電柱添架の申込みの撤回を行った場合の違約金	1,982円

附 則

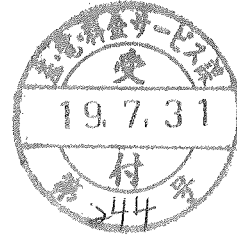
(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の実施前に、接続申込者が、従前の第10条の3(相互接続点の調査)第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合、従前の第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第1項の規定により光信号中継回線の線路設備調査の申込みを行った場合は従前の第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の規定により光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合には、それらの申込みに係る手續きについては、なお従前の通り取り扱うものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、接続申込者が従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日以降に、同条第5項に規定する回答を当社が行ったときは、この改正規定の第10条の4(相互接続点の設置)第1項及び第2項を準用します。この場合において、「前条第5項」とあるのは「従前の第10条の3第5項」と、「回答及び承諾」とあるのは「回答」と、「前条第1項」とあるのは「従前の第10条の4第1項」と読み替えます。
- 4 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、従前の第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第3項に規定する工事(従前の第10条の4第4項の規定によりその工事の着手を延伸する場合は含みます。)が、その工事に着手した日から6ヶ月以内(この改正規定の実施前にその工事に着手したときは、この改正規定の実施日から6ヶ月以内とします。)に完了しないときは、従前の第10条の3第5項に規定する回答は効力を失い、当社は従前の第10条の4第2項に規定する相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、接続申込者が従前の第10条の4第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。ただし、接続申込者が当社に対し、工事を完了するまでの期間が6ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出、その理由が合理的であると当社が判断したときは、この限りではありません。

- 5 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第34条の4第1項の規定により光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期（光信号端末回線においては、同条第2項に規定する提供可能時期（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合はその光信号端末回線を利用可能とするための当該の準備が整う時期とします。）をいい、光信号局内伝送路においては、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。以下この項において同じとします。）から3ヶ月（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）が経過する日とのいずれか遅い日（提供可能時期がこの改正規定の実施前となる場合には、この改正規定の実施日から6ヶ月が経過する日とします。以下この項において「接続開始期日」といいます。）までに接続を開始しなかつたときは、従前の第34条の4第2項及び第5項に規定する回答は効力を失い、当社は接続申込者が同条第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。
- ただし、接続申込者が接続開始期日までに当社に対して接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。
- 6 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が行った従前の第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用を開始したものとみなします。
- 7 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第34条の4第1項の規定により光信号端末回線との接続の申込みを行った場合においては、接続申込者は、同条第2項に規定する回答を当社が行った日（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合はその光信号端末回線を利用可能とするための当該の準備が整う時期を接続申込者に通知した日とします。）から3ヶ月が経過する日（この改正規定の実施前に当社がその回答又は通知を行ったときは、この改正規定の実施日から3ヶ月が経過する日とします。以下この項において「工事日指定期日」といいます。）までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わなかつたときは、同条第2項に規定する回答は効力を失い、当社は工事日指定期日をもって、接続申込者が同条第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。
- ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。
- 8 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第10条の3第3項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日以降に従前の第10条の4第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行ったときは、この改正規定の第76条の3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）の規定を準用します。この場合において、「第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する回答を当社が行った日から」とあるのは「従前の第10条の4（相互接続点の設置の申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から」と、「第10条の4（相互接続点の設置）第2項若しくは第4項」とあるのは「従前の第10条の4第3項（同条第4項において準用される場合を含みます。）」と、それぞれ読み替えます。
- 9 この改正規定実施前に接続申込者が当社の電柱（当社の通信用建物の敷地内のものを除きます。）に装置等を設置する申込みを行った場合であって、この改正規定の実施日以降において、接続申込者が、その装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を当社に提出したときは、その装置等が接続に必要な装置等であると当社が確認できたときから、その装置等の設置をこの改正規定の電柱添架として取り扱うものとし、



接続約款変更認可申請書

西相制第 67 号  
平成19年 7 月 31 日

総務大臣  
菅 義偉 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

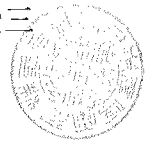
名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

もりした しゅんぞう

代表取締役社長 森下 俊三



登録の番号及び年月日

第234号 平成16年4月1日

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

目次

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
 第10条の3 相互接続点の調査  
 第10条の4 相互接続点の設置の申込み  
 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き  
 第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査  
 第34条の3 光信号中継回線の接続申込み  
 第6章 責務  
 第1節 責務  
 第2節 保守  
 第6節 割増金、違約金及び延滞利息  
 第76条の2 光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

第16章 雑則

別表

第2章 接続する設備の範囲  
 第2節 相互接続点  
 (相互接続点の設置場所)  
 第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

新

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
 第10条の3 相互接続点の調査及び設置申込み  
 第10条の4 相互接続点の設置  
 第10条の13 電柱添架の申込み  
 第10条の14 電柱添架に係る立会い  
 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き  
 第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み  
 第34条の3 光信号中継回線の接続  
 第6章 責務  
 第1節 責務  
 第49条の2 緊急措置等  
 第2節 保守  
 第51条の2 保全措置  
 第6節 割増金、違約金及び延滞利息  
 第76条の2 光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金  
 第76条の4 電柱添架の手續きに係る違約金  
 第16章 雑則  
 第96条の12 電柱所有に係る情報の提供

別表

4

違約金

第2章 接続する設備の範囲  
 第2節 相互接続点  
 (相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3（様式）様式第1の事前照会申込書を提出することにより、当社の通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道、光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。）又は固定無線通信網等（固定無線宅内設備、固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網をいいます。以下同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1) 当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点に基づき当社の通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」（指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。）といいます。）を設置することが可能な場所の位置及び寸法（図面で提供します。）

(2)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

(8) その他別表3（様式）様式第3の相互接続点調査申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査申込書、別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書又は別表3様式15-3の相互接続設備建設申込書（前号に係るものを除きます。）に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間以内（前項第7号に係るものにあつては3週間以内とします。）に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。）の未利用芯線の保留は行いません。

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3（様式）様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等（当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。）、光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。）又は固定無線通信網等（固定無線宅内設備、固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網をいいます。以下同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1) 通信用建物等において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点に基づき通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」（指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。）といいます。）を設置することが可能な場所の位置及び寸法（図面で提供します。）

(2)～(3) (略)

(4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否

(5)～(8) (略)

(9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号中継回線の提供可能時期（第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する提供可能時期とします。）

(10) その他別表3（様式）様式第3の相互接続点調査及び設置申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書、別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書又は別表3様式15-3の相互接続設備建設申込書に記載する必要がある事項に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間（前項第4号に係るものにあつては、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する期間とし、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。）以内に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。）の未利用芯線の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第7号に係るもの)にあつては3週間とします。)を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

(相互接続点の調査)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。)を行うことを要します。申込みは、相互接続点調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みを先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 (略)

3 当社は、第1項に規定する申込みがあつたときは、その通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路又はと道並びにその通信用建物の敷地内にあつて、相互接続点の設置の可否について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記した書面を第1項に規定する相互接続点調査申込書に添付することを要します。

4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達した日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を別表3(様式)様式第4の書面により行います。この場合において、接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとす。他の方法により、当社又はその接続申込者以外の事業者の電気通信業務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とす。接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。

(1) (略)

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るもの)にあつては、第10条の3第5項に規定する期間とし、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。)を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架となつて、相互接続点を設置しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。)及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点の調査及び設置申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みを先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 (略)

3 当社は、第1項に規定する相互接続点の調査の申込みがあつたときは、その通信用建物等について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記した書面を第1項に規定する相互接続点調査及び設置申込み書に添付することを要します。

4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達した日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとす。他の方法により、当社又はその接続申込者以外の事業者の電気通信業務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とす。接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従つて、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1) (略)

- (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、当社の通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。  
(3) (略)  
(4) 当社の通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。  
(5)～(6) (略)

(7) (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、当社の通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第7号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スベース)にあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スベース)にあっては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスベースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込み)があつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行うものとします。この場合において、当社が確認できる書面の提出を求めます。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1)～(2) (略)

7～8 (略)

- (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。  
(3) (略)  
(4) 通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。  
(5)～(6) (略)

(7) 発火、発煙又は落下その他の危険な事象(以下「発火、発煙又は落下等」といいます。)が発生するおそれがあること。

(8) 接続申込者が設置する電源設備のうち整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していないこと。

(9) (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スベース)にあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スベース)にあっては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスベースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込み)があつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行うものとします。この場合において、当社が確認できる書面の提出を求めます。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1)～(2) (略)

7～8 (略)

(相互接続点の設置の申込み)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項に規定する回答を受け取った後1ヶ月(以下この項において「相互接続点設置申込み期間」といいます。)以内に、別表3(様式)様式第5の書面により、当社に対し、当社が相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が相互接続点設置申込み期間内にその申込みを行わないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答は、その効力を失います。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置申込み期間内に、理由を付した書面により、当社に対し、当該申込みの期限を延長したい旨を申し出た場合には、当社は、相互接続点設置申込み期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後3ヶ月までの範囲で延長することを認めます。

2 当社は、前項の規定により接続申込者から相互接続点を設置する旨の申込みを受けた場合は、その通信用建物等について、相互接続点及び接続に必要な装置等の設置のため空き場所を保留します。この場合において、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

3 接続申込者が、第1項の申込みを行った場合において、前条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間を除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手しないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答はその効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が第1項の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

4 前項の規定にかかわらず、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後12ヶ月までの範囲で延長することを認めることとします。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなし、接続申込者が、延長された相互接続点設置工事着手期間内におお接続に必要な装置等の設置の工事に着手しないときは、前項の規定に準じて取り扱うものとしします。

(相互接続点の設置)

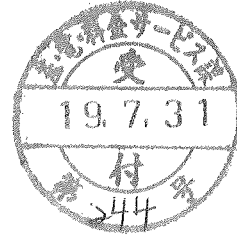
第10条の4

接続申込者は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間を除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとしします。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。





接続約款変更認可申請書

西相制第 67 号  
平成19年 7 月 31 日

総務大臣  
菅 義偉 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

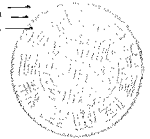
名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

もりした しゅんぞう

代表取締役社長 森下 俊三



登録の番号及び年月日

第234号 平成16年4月1日

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

目次

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
 第10条の3 相互接続点の調査  
 第10条の4 相互接続点の設置の申込み  
 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き  
 第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査  
 第34条の3 光信号中継回線の接続申込み  
 第6章 責務  
 第1節 責務  
 第2節 保守  
 第6節 割増金、違約金及び延滞利息  
 第76条の2 光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

第16章 雑則

別表

第2章 接続する設備の範囲  
 第2節 相互接続点  
 (相互接続点の設置場所)  
 第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

新

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
 第10条の3 相互接続点の調査及び設置申込み  
 第10条の4 相互接続点の設置  
 第10条の13 電柱添架の申込み  
 第10条の14 電柱添架に係る立会い  
 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き  
 第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み  
 第34条の3 光信号中継回線の接続  
 第6章 責務  
 第1節 責務  
 第49条の2 緊急措置等  
 第2節 保守  
 第51条の2 保全措置  
 第6節 割増金、違約金及び延滞利息  
 第76条の2 光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金  
 第76条の4 電柱添架の手續きに係る違約金  
 第16章 雑則  
 第96条の12 電柱所有に係る情報の提供

別表

4

違約金

第2章 接続する設備の範囲

第2節 相互接続点  
 (相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3（様式）様式第1の事前照会申込書を提出することにより、当社の通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道、光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。）又は固定無線通信網等（固定無線宅内設備、固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網をいいます。以下同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1) 当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点に基づき当社の通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」（指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。）といいます。）を設置することが可能な場所の位置及び寸法（図面で提供します。）

(2)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

(8) その他別表3（様式）様式第3の相互接続点調査申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査申込書、別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書又は別表3様式15-3の相互接続設備建設申込書（前号に係るものを除きます。）に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間以内（前項第7号に係るものにあつては3週間以内とします。）に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。）の未利用芯線の保留は行いません。

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3（様式）様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等（当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。）、光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。）又は固定無線通信網等（固定無線宅内設備、固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網をいいます。以下同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1) 通信用建物等において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点に基づき通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」（指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。）といいます。）を設置することが可能な場所の位置及び寸法（図面で提供します。）

(2)～(3) (略)

(4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否

(5)～(8) (略)

(9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号中継回線の提供可能時期（第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する提供可能時期とします。）

(10) その他別表3（様式）様式第3の相互接続点調査及び設置申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書、別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書又は別表3様式15-3の相互接続設備建設申込書に記載する必要がある事項に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間（前項第4号に係るものにあつては、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する期間とし、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。）以内に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。）の未利用芯線の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第7号に係るもの)にあつては3週間とします。)を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

(相互接続点の調査)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。)を行うことを要します。申込みは、相互接続点調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みを先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 (略)

3 当社は、第1項に規定する申込みがあつたときは、その通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路又はと道並びにその通信用建物の敷地内にあつて、相互接続点の設置の可否について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記した書面を第1項に規定する相互接続点調査申込書に添付することを要します。

4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内のみとなることであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達した日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内のみとなることであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を別表3(様式)様式第4の書面により行います。この場合において、接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の事業者の電気通信業務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。

(1) (略)

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るもの)にあつては、第10条の3第5項に規定する期間とし、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。)を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。)及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点の調査及び設置申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みを先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 (略)

3 当社は、第1項に規定する相互接続点の調査の申込みがあつたときは、その通信用建物等について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記した書面を第1項に規定する相互接続点調査及び設置申込み書に添付することを要します。

4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内のみとなることであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達した日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内のみとなることであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の事業者の電気通信業務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従つて、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1) (略)

- (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、当社の通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。  
(3) (略)
- (4) 当社の通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。  
(5)～(6) (略)

(7) (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、当社の通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第7号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スベース)にあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スベース)にあっては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスベースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込み)があつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行うものとします。この場合において、当該通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1)～(2) (略)

7～8 (略)

- (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。  
(3) (略)
- (4) 通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。  
(5)～(6) (略)

(7) 発火、発煙又は落下その他の危険な事象(以下「発火、発煙又は落下等」といいます。)が発生するおそれがあること。

(8) 接続申込者が設置する電源設備のうち整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していないこと。

(9) (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スベース)にあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スベース)にあっては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスベースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込み)があつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行うものとします。この場合において、当該通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1)～(2) (略)

7～8 (略)

(相互接続点の設置の申込み)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項に規定する回答を受け取った後1ヶ月(以下この項において「相互接続点設置申込み期間」といいます。)以内に、別表3(様式)様式第5の書面により、当社に対し、当社が相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が相互接続点設置申込み期間内にその申込みを行わないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答は、その効力を失います。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置申込み期間内に、理由を付した書面により、当社に対し、当該申込みの期限を延長したい旨を申し出た場合には、当社は、相互接続点設置申込み期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後3ヶ月までの範囲で延長することを認めることとします。

2 当社は、前項の規定により接続申込者から相互接続点を設置する旨の申込みを受けた場合は、その通信用建物等について、相互接続点及び接続に必要な装置等の設置のため空き場所を保留します。この場合において、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れられることがあります。

3 接続申込者が、第1項の申込みを行った場合において、前条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間を除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手しないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答はその効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が第1項の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

4 前項の規定にかかわらず、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後12ヶ月までの範囲で延長することを認めることとします。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなし、接続申込者が、延長された相互接続点設置工事着手期間内におお接続に必要な装置等の設置の工事に着手しないときは、前項の規定に準じて取り扱うものとしします。

(相互接続点の設置)

第10条の4

接続申込者は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間を除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとしします。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

- 3 接続申込者は、第1項に規定する工事（前項の規定により工事の着手を延伸する場合を含みます。以下この条において同じとします。）に着手した日から3ヶ月以内にその工事を完了することを要します。ただし、接続申込者が、当社に対し、工事を完了するまでの期間が3ヶ月を超え見込みである旨を、理由を付した書面により申し出した場合には、その理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、その期間について、第1項に規定する工事に着手した日から6ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。当社がその延長を認めた場合において、接続申込者が、第1項に規定する工事に着手した後に、当社に対し、工事を完了するまでの期間が6ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出した場合には、その理由が合理的であると当社が判断したときに限り、当社は、その期間について、第1項に規定する工事に着手した日から6ヶ月を超えて延長することを認めるものとします。
  - 4 前項に規定する工事を完了することを要する期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。
  - 5 第1項に規定する工事の期間が3ヶ月を超えた場合であって、当社が必要と認めるときは、当社は、接続申込者に当該工事の内容等について協議を申し入れることがあります。
  - 6 (略)
- (接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)
  - 第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項により相互接続点を設置可能と回答した当該通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。
  - 2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りを行う当該通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。
  - 3 (略)
  - 4 前各項の規定は、当社が第10条の3（相互接続点の調査）第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。
- (相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)
  - 第10条の6 (略)
  - (1)～(3) (略)
  - 2 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。
- (準用)
  - 第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項、同条第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

- 5 第3項に規定する工事（前項の規定によりその工事の着手を延伸する場合を含みます。）の期間が3ヶ月を超える場合であって、当社が必要と認めるときは、当社は、接続申込者に当該工事の内容等について協議を申し入れることがあります。
  - 6 (略)
- (接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)
  - 第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査）第5項により相互接続点を設置可能と回答した当該通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。
  - 2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りを行う当該通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。
  - 3 (略)
  - 4 前各項の規定は、当社が第10条の3（相互接続点の調査）第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。
- (相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)
  - 第10条の6 (略)
  - (1)～(3) (略)
  - 2 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。
- (準用)
  - 第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査）第1項、同条第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

## 第2章の3 削除

### 第10条の9～第10条の12まで 削除

#### (電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架（当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は当社の通信用建物内に相互接続点を設置する場合に当社の通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置することをいいます。以下同じとします。）を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 当社は、前項に規定する申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、特別の事情がない限り、前項に規定する申込みの到達した日から1ヶ月以内に電柱添架が可能である旨の回答を行い、その回答をもって前項に規定する電柱添架の申込みの承諾とします。

当社は、電柱添架が可能である旨の回答を行った場合には、その回答内容に従って、電柱添架を実施するための場所を保留します。

(1) 電柱添架を実施するための場所がないこと。

(2) 当社の電柱の更改計画又は移転計画等に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 電柱添架に関する基本契約又は個別契約の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。

(4) 電柱添架を実施することにより、法令等に違反し、又は違反するおそれがあること。

(5) 電柱添架に必要な道路占用許可等を取付できない、又は取得できないおそれがあること。

(6) 電柱添架を実施することにより、発火、発煙又は落下等が生じるおそれがあること。

(7) その他当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあること。

3 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に、当社と電柱添架に関する個別契約を締結することを要します。接続申込者が前項に規定する回答を当社が行った日から3ヶ月以内に電柱添架に関する個別契約を締結しないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、電柱添架を実施するための場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が第1項に規定する電柱添架の申込みを撤回したものとみなします。

4 接続申込者は、前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。以下この項において同じとします。）に電柱添架に係る工事に着手することを要します。この場合において、接続申込者が前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内に電柱添架に係る工事に着手しないときは、当社は、その電柱添架に関する個別契約を解除するものとします。

ただし、接続申込者が、前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内に、理由を付した書面により、当社に対し、その工事に着手するまでの期間を延長したい旨を申し出た場合には、その延長理由が合理的であると当社が判断したときに限り、当社は、その期間について、延長することを認めることとします。



5 第2項の場合において、電柱添架を実施することができないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

この場合において、第2項第2号に該当するものの、その他の号には該当しないと当社が判断した場合であって、接続申込者が電柱添架を希望する日から当社の電柱の更改又は移転等を予定している事業年度（4月から翌年3月までとします。以下同じとします。）の開始日までの期間が1年を超えるときは、当社は、その期間に限定した第1項に規定する電柱添架の申込みを行った場合は、電柱添架が可能である旨の回答を行うことを併せて通知します。

6 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項、第3項及び第4項の規定は、接続申込者が電柱添架の申込みを行う場合に準用します。

（電柱添架に係る立会い）

第10条の14 前条第4項に規定する電柱添架に関する個別契約を当社と締結した接続申込者から、電柱添架に係る工事又は保守を行う場合の立会いの申込みがあったときは、当社は、当社の業務遂行上支障がある場合を除き、その申込みを承諾し、当社が指定する立会者が立ち会うものとします。

第3章 協定の締結手続等

第1節 事前調査

（準用）

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項又は第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の場合に準用します。

（接続申込みの承諾）

第22条（略）

(1)～(4)（略）

2（略）

3 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条（略）

(1)～(5)（略）

2～3（略）

4 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条（略）

(1)～(2)（略）

2 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3～4（略）

第3章 協定の締結手続等

第1節 事前調査

（準用）

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第1項又は第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の場合に準用します。

（接続申込みの承諾）

第22条（略）

(1)～(4)（略）

2（略）

3 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条（略）

(1)～(5)（略）

2～3（略）

4 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条（略）

(1)～(2)（略）

2 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3～4（略）

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号中継回線の線路設備調査)

第34条の2 接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み(接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、線路設備調査申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを同時に行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期(接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、次条第1項の申込みの到達した日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、次条第1項の申込みの到達した日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答します。

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前各項の手続きと同一の手続きを要するものとし、

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の2 接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み(接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)及び接続の申込みを行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを同時に行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期(接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、この項に規定する回答を当社が行う日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

(光信号中継回線の接続申込み)

第34条の3 接続申込者は、前条第2項に規定する回答を受け取った後1ヶ月(以下この項において「光信号中継回線接続申込期間」といいます。)以内に、別表3(様式)様式第7-4の書面により、当社に対し、当社が提供可能時期を回答した区間に係る光信号中継回線を接続する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が光信号中継回線接続申込期間内にその申込みを行わないときは、当社が行った光信号中継回線の線路設備調査に関する回答は、その効力を失います。ただし、接続申込者が、光信号中継回線接続申込期間内に、理由を付した書面により、当社に対し、その申込みの期限を延長したい旨を申し出た場合には、当社は、光信号中継回線接続申込期間を前条第2項に規定する回答を受け取った後3ヶ月までの範囲で延長することを認めます。

2 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、前条第2項に規定する回答を受け取った後6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日までに接続を開始することを要します。

3 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となったときをもって、接続申込者が前条第1項に規定する線路設備調査の申込みを行ったものとみなし、接続申込者に対し、遅滞なく、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。

4 前項の場合において、接続申込者は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期から3ヶ月以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続を開始することを要します。この場合において、接続申込者は、接続開始時期を当社に遅滞なく通知することを要します。

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合は、前条及び前各項の手続きを要するものとします。

(光信号中継回線の接続)

第34条の3

当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(接続申込者が指定する接続を開始する日)をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。)を通知することを要します。

2 接続申込者が、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に接続開始時期を通知しなかったときは、前条第2項に規定する回答及び承諾(一部について接続開始時期の通知をしなかったときは、その部分に係るものに限ります。)は効力を失い、当社は、前条第2項に定める未利用芯線の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなします。

3 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4 当社が、前項に規定する通知をしたときは、接続申込者は、その通知を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(前項に規定する当社の準備が整う時期から3ヶ月以内の日であることを要します。)を通知することを要します。この場合において、接続申込者が、前項に規定する通知を当社が行った日から1ヶ月以内に接続開始時期を当社に通知しなかったときは、当社は第2項に準じて取り扱うものとします。

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合は、前条及び前各項の手続きを要するものとします。



5 当社は、第1項の申込みがあった場合において、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第2項各号に該当しない（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとし、す。）と判断したときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

6 第2項又は第5項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第4項各号のいずれかに掲げる理由（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとし、す。）を通知します。

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）

第34条の5 当社が第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第4項第1号又は第34条の4（光信号局内伝送路の接続申込み）第6項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限ります。

2～3 （略）

7 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとし、す。）と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

8 第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとし、す。）を通知します。

9 接続申込者は、第1項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期（光信号局内伝送路において、第2項に規定する提供可能時期（接続する光信号局内伝送路を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。）をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。）から3ヶ月（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）が経過する日とのいずれか遅い日（以下この条において「接続開始期日」といいます。）までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項及び第7項に規定する申込みを撤回したものとみなします。ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が行った第1項に規定する申込みに係る機能の利用を開始したものとみなします。

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）

第34条の5 当社が第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項第1号又は第34条の4（光信号局内伝送路の接続申込み）第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限ります。

2～3 （略）

第4章 標準的接続期間  
(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2（事前照会）第3項、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項、第13条（事前調査の回答）第1項、第13条（事前調査の回答）第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第2項、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項、第3項若しくは第5項、第36条の3（個別管理対象設備の除却又は転用）第3項、第92条の4（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）第1項、第96条の3（DSL回線等に係る情報の提供）又は第96条の6（光回線設備に係る情報の提供）の場合に準用します。

第4章 標準的接続期間  
(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2（事前照会）第3項、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項、第13条（事前調査の回答）第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項若しくは第3項、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項、第3項若しくは第5項、第36条の3（個別管理対象設備の除却又は転用）第3項、第92条の4（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）第1項、第96条の3（DSL回線等に係る情報の提供）又は第96条の6（光回線設備に係る情報の提供）の場合に準用します。

第6章 責務  
第1節 責務  
(緊急措置等)

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとし、

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は当社の電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 当社及び接続申込者は、当社、その接続申込者又は第三者（他の接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）が消火活動等の緊急措置を行う場合があることについて予め承諾するものとし、その緊急措置を行った者に対して、その緊急措置によって生じた損害に係る賠償請求権を放棄するものとし、

ただし、その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じた損害に係る賠償請求権及びその緊急措置を行った者にその発火又は発煙について責めに帰すべき事由がある場合（その緊急措置を行った者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。）に生じた損害に係る賠償請求権については、この限りではありません。

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は当社の電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合（その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。）において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害（当社又は第三者が行った消火活動等の緊急措置によって生じたもの（その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。）を含みます。）を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとし、

5 前項における第三者から苦情、訴え等があったときは、その接続申込者の責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。

第2節 保守  
(保全措置)

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

2 前項の場合において、接続申込者が蓄電池設備又は電源設備のうち整流装置を設置するときは、接続申込者は、発火又は発煙が生じることのないよう監視、点検等適切な措置を講じることを要します。

3 接続申込者は、当社が求めた場合は、前項に規定する措置内容について、書面により速やかに報告することを要します。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務  
(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくは工欄、光信号電気信号変換機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定に「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係るものを除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、

3～4 (略)

第3節 工事費及び手続費等の支払義務  
(手続費の支払義務)

第68条 (略)

(1) 当社が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する相互接続点の調査を行ったとき。

(2)～(9) (略)

(10) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする通信用建物等、光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)又は固定無線通信網等に関する情報の提供を受けたとき。

(11) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務  
(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくは工欄、光信号電気信号変換機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定に「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、

3～4 (略)

第3節 工事費及び手続費等の支払義務  
(手続費の支払義務)

第68条 (略)

(1) 当社が、第10条の3(相互接続点の調査)に規定する相互接続点の調査を行ったとき。

(2)～(9) (略)

(10) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道、光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)又は固定無線通信網等に関する情報の提供を受けたとき。

(11) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。

- (12) 第 92 条の 3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。
- (13) その協定事業者が、第 96 条の 3 (DSL 回線に係る情報の提供) に規定する情報の提供を受けたとき (ただし、同条第 3 号に規定する情報提供に係る協定事業者の費用負担額について、当社は協定事業者と協議します。)

(14)～(19) (略)

- (20) その協定事業者が、第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査) に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(21)～(24) (略)

- (12) 第 92 条の 3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

- (13) その協定事業者が、第 96 条の 3 (DSL 回線に係る情報の提供) に規定する情報の提供を受けたとき (ただし、同条第 3 号に規定する情報提供に係る協定事業者の費用負担額について、当社は協定事業者と協議します。)

(14)～(19) (略)

- (20) その協定事業者が、第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(21)～(24) (略)

- (25) 当社が、第 10 条の 13 (電柱添架申込み) 第 2 項の規定に基づき電柱添架の可否を回答するために現地調査を行ったとき。

- (26) 第 10 条の 14 (電柱添架に係る立会い) の規定により、当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

- (27) その協定事業者が電柱添架を実施した場合であって、当社がその協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認を行ったとき。

2～4 (略)

(電柱に係る負担額の支払義務)

第 68 条の 3 接続申込者は、第 10 条の 13 (電柱添架申込み) 第 3 項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結したときは、料金表第 3 表 (預かり保守等契約等) に基づく負担額) 第 3 (電柱に係る負担額) に規定する費用を事業年度ごとに負担することを要します。

2 前項に規定する事業年度において電柱添架を実施しない期間が生じた場合は、接続申込者は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度において電柱添架を開始した日 (電柱添架に関する個別契約に定める日) とします。ただし、その日が前事業年度以前の日である場合は当該事業年度の初日とします。) を含む月から電柱添架を終了した日 (電柱添架に関する個別契約に定める日) とします。ただし、その日が前事業年度である場合は当該事業年度の最終日とします。) を含む月までの期間に相当する電柱添架の費用を負担するものとします。ただし、接続申込者は、この約款によらない当社との契約に基づき当社の電柱に装置等を設置している同一の場所において継続して電柱添架を開始するときは、電柱添架を開始した日を含む月に相当する電柱添架の費用の負担は要しないものとします。

(接続料金等の実績に基づく精算)

第 73 条の 2 当社は、端末回線伝送機能 2-1-1-2 第 4 欄ア欄、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、光信号中継伝送機能 2-5-3-2 第 1 欄、光信号局内伝送機能ア欄若しくは波長多重機能に係る網使用料又はみなし契約者に関する宛名情報提供手数料若しくは優先接続受付手数料若しくは光回線設備線路条件調査費ウ欄若しくは光配線区域情報調査費に係る手数料について、その事業年度の必要の実績値及び受付実績数 (以下「当年度実績」といいます。)) を把握したときは、それら当年度の実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

2 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算)

第 73 条の 2 当社は、端末回線伝送機能 2-1-1-2 第 4 欄ア欄、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、光信号中継伝送機能 2-5-3-2 第 1 欄、光信号局内伝送機能ア欄若しくは波長多重機能に係る網使用料又はみなし契約者に関する宛名情報提供手数料若しくは優先接続受付手数料若しくは光回線設備線路条件調査費ウ欄若しくは光配線区域情報調査費に係る手数料について、その事業年度の必要の実績値及び受付実績数 (以下「当年度実績」といいます。)) を把握したときは、それら当年度の実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

2 (略)



第6節 割増金、違約金及び延滞利息

(光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金)

第76条の2 接続申込者が第34条の3(光信号中継回線の接続申込み)第1項の申込みを行った場合であつて、その接続を開始するまでの間に、その申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合を含まず。)は、接続申込者は、申込みの到達した日から申込みを撤回した日までの間の光信号中継伝送機能に係る料金額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限り、)に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第6節 割増金、違約金及び延滞利息

(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)

第76条の2 接続申込者が、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行つた日からその接続を開始するまでの間に、同条第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第34条の3(光信号中継回線の接続)第2項又は第4項の規定により第34条の2第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含まず。)は、接続申込者は当社に対して、別表4(違約金)第1(光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2. 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項若しくは第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含まず。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3. 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含まず。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第3(光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るもの)に限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)  
第76条の3 接続申込者が第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第1項の申込みを行った場合であつて、接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に、その申込みを撤回したとき(当該社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合は第3項(同条第4項において準用される場合を含みます。))又は第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合の撤回を含みます。))は、接続申込者は、申込みの到達した日から申込みを撤回した日までの間の設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。))に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。))に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

ただし、接続申込者が、第92条第2項の規定により、設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。))に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。))を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)  
第76条の3 接続申込者が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき(当該社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第10条の4(相互接続点の設置)第2項若しくは第4項又は第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。))は、接続申込者は、当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。))を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

- (1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとし、第10条の3第5項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき  
別表4(違約金)第4(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第1欄に規定する額に消費税相当額を加算した額
- (2) 相互接続点の設置の申込み(前号に規定するものを除きます。))を、第92条第1項第1号に規定する建設請負契約を締結した日又は同条第3項に規定する自前工事の申込みが当社に到達した日から工事が完了する日までの間に撤回したとき  
別表4第4第2欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

2 前項第1号の場合において、接続申込者が、第92条第2項の規定により、設備保管料(保管料に限り、)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。))に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。))を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

(電柱添架の手続きに係る違約金)

第76条の4 接続申込者が、第10条の13(電柱添架申込み)第1項に規定する電柱添架の申込みが当社に到達した日から同条第3項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結するまでの間に、その申込みを撤回したとき(当該社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合又は同条第3項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。))は、接続申込者は、別表4(違約金)第5(電柱添架に係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。))に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第92条 第10条の3(相互接続点の調査)の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(同条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第4項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第4項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事を完了する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置する日)のいずれか遅い日)をいい、接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置する日(以下「自前工事」といいます。))の場合であって、接続申込者が新たな電力設備の利用を開始しないときは、接続申込者が別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事を完了する日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備の利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日)をいい、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを当社の通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき、

接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約(以下「建設請負契約」といいます。)

(2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを当社の通信用建物等において設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。)

接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約(以下「預かり保守等契約」といいます。)

(3) 接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。)

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当(保守スペースを含みます。以下同じとし、

す。)の利用に関する契約(以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。)

2 (略)

3 第1項の場合において、接続申込者が自前工事を実施するとき、接続申込者は、当社に対し、別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書により、自前工事の申込みを行うことを要します。自前工事実施申込書に記載された工事着手予定日から工事を完了する日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始しない場合)に限り、又は電力設備利用開始希望日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始する場合)に限り、3ヶ月を超えないことを要するものとし、その理由について接続申込者の責めに帰すべき事由に記載して当社に提出することを要するものとし、その理由については、接続申込者の申込みを承諾するものとし、この事由等の特別な事情があるときを除いて、当社はその自前工事の申込みを承諾するものとし、この場合において、当社は、その接続申込者と接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の自前工事に関する契約を締結します。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第92条 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(同条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事を完了する日(第1号に規定する電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日)をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置する日(以下「自前工事」といいます。))の場合であって、接続申込者が新たな電力設備の利用を開始しないときは、接続申込者が別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事を完了する日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備の利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日)をいい、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき、

接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約(以下「建設請負契約」といいます。)

(2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。)

接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約(以下「預かり保守等契約」といいます。)

(3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。)

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当(保守スペースを含みます。以下同じとし、

す。)の利用に関する契約(以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。)

2 (略)

3 第1項の場合において、接続申込者が自前工事を実施するとき、接続申込者は、当社に対し、別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書(工事着手予定日、工事を完了する日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始しない場合)に限り、)及び電力設備利用開始希望日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始する場合)に限り、)の指定を含みます。により、自前工事の申込みを行うことを要します。当社は、当社の業務遂行上支障があるときを除いて、その自前工事の申込みを承諾するものとし、この場合において、当社は、その接続申込者と接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の自前工事に関する契約を締結します。

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の4第1項の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

（接続申込者等による立会いのための立入り）

第92条の2 建設請負契約又は預かり保守等契約に基づき、当社が接続申込者から接続に必要な装置等（接続申込者）を事前に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合には、当社が別に指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

2～3 （略）

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第92条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合には、当社が別に指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(5) （略）

(6) その設置又は保守に係る作業を行う者が属する団体が当社の通信用建物等において工事又は保守業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがあるとき。

(7) （略）

2 （略）

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第92条の4 第10条の3（相互接続点の調査）の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1) 当社が第10条の4第1項の申込みの到達した日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

了～イ（略）

(2) （略）

2 （略）

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

（接続申込者等による立会いのための立入り）

第92条の2 建設請負契約又は預かり保守等契約に基づき、当社が接続申込者から接続に必要な装置等（接続申込者）を事前に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合には、当社が別に指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

2～3 （略）

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第92条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合には、当社が別に指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができません。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(5) （略）

(6) その設置又は保守に係る作業を行う者が属する団体が通信用建物等において工事又は保守業者が行ったことがなく、その設置又は保守に係る作業によって当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがあるとき。

(7) （略）

2 （略）

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第92条の4 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1) 当社が第10条の3第5項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

了～イ（略）

(2) （略）

2 （略）

(工事等の制限)

第92条の5 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
  - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社の通信用建物等が損壊したとき。
- (3)～(8) (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第96条の2 (略)

(DSL回線等に係る情報の提供)

第96条の3 (略)

(工事等の制限)

第92条の5 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
  - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、通信用建物等が損壊したとき。
- (3)～(8) (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第96条の2 (略)

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない当社の通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

(DSL回線等に係る情報の提供)

第96条の3 (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点(当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域(以下「メタル配線区域」といいます。))における配線の起点となります。以下同じとします。))の位置、電柱番号及びメタル配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長(当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。))を回答します。

3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、その協定事業者が指定するき線点の電柱ごとに、き線点換算線路長の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

4 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、当社のメタリック加入者線と協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否(相互接続点を設置しようとする電柱がき線点の電柱でない場合又は一部のメタリックケーブルに係るメタリック加入者線との接続が不可となる場合等)については接続不可となるものとします。))に係る情報の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する電柱ごとに、その情報を回答します。

(様式)

第 96 条の 5 (略)

2 第 34 条の 2 第 5 項及び第 34 条の 3 第 5 項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表 3 (様式) 第 7-2、第 7-3 及び第 7-4 の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第 96 条の 6

1～3 (略)

(様式)

第 96 条の 5 (略)

2 第 34 条の 3 (光信号中継回線の接続) 第 5 項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表 3 (様式) 第 7-2、第 7-3 及び第 7-4 の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第 96 条の 6

1～3 (略)

4 当社は、接続申込者から、第 10 条の 2 (事前照会) 第 3 項若しくは第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項に規定する回答又は第 96 条の 7 (光回線設備との接続に係るその他の情報の提供) 第 1 項第 3 号の規定に基づき提供する情報において光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代管区間等に関する情報(他の区間の光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。)の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第 96 条の 7 (略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第 96 条の 7 (略)

2 当社は、光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第 96 条の 8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された、接続料、工事費並びに当社の通信用建物、管路、とう道等に設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第 96 条の 8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(電柱所有に係る情報の提供)

第 96 条の 12 当社は、接続申込者から、その接続申込者が電柱添架を実施しようとする電柱が当社の所に係るものであるか否かを判別する情報の提供を求められた場合は、その接続申込者が判別することができないときに限り、その情報を回答します。

第2表 工事費及び手続費  
第2 手続費  
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケーシング内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8)～(13) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費  
第2 手続費  
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケーシング内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8)～(13) (略)	(略)

2 手続費の額  
2-1 手続費

(1)～(9) (略)	区分	単位	手続費の額	備考
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用 ア イウエ以外の場合 イ～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(11)～(20) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点調査費	相互接続点の調査に要する費用 ア 接続に必要な装置等を設置するためのキヤビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものを)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごと	10,098円	979円

2 手続費の額  
2-1 手続費

(1)～(9) (略)	区分	単位	手続費の額	備考
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用 ア イウエ以外の場合 (2-2 (2-1 以外の手続費) 表中第8欄の手続費が適用される場合を除きます。) イ～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(11)～(20) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の調査について調査する場合は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用 ア 接続に必要な装置等を設置するためのキヤビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものを)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごと	10,098円	979円

(22) 光信号中継回線の線路設備調査に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査申込書に指定した事項に係る情報を提供する場合に要する費用	1区間ごと	2,028円	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第7号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)
(24)～(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(22) 光信号中継回線に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査及び接続申込書に指定した事項について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	1区間ごと	2,028円	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)
(24)～(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) き線点情報調査費	第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用	1通信用建物ごとに	19,975円	
(30) き線点換算線路長調査費	第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用	1電柱ごとに	755円	



(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第96条の3(DSL回線等)に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否の調査を提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合 イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに 1 電柱ごとに	1,517円 13,649円	— —
--	---	----------------------------	--------------------	-------------------	--------

2-2 2-1 以外の手続費

区分		単位	備考
(1) 相互接続点調査費	相互接続点の調査に要する費用(2-1(手続費)表中第21欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1件ごとに	—
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 相互接続点設置場所等の事前照会に係る情報調査費	相互接続点を設置しようとする通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道又は、光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)又は固定無線通信網等に関する情報を提供する場合に要する費用(2-1(手続費)表中第23欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1件ごとに	—
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)

2-2 2-1 以外の手続費

区分		単位	備考
(1) 相互接続点に係る情報又は事前照会に係る情報についての調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項各号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用(2-1(手続費)表中第21欄、第22欄又は第23欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1件ごとに	—
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除			
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第96条の6(光回線設備等)に係る情報の提供)第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	—
(7) 電柱添架現地調査費	電柱添架の可否を回答するために現地調査を行う場合に要する費用	1件ごとに	—
(8) 電柱添架立会費	第10条の14(電柱添架に係る立会い)に規定する立会いを行う場合に要する費用	1件ごとに	—

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額 1,200 円とします。

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) [印]

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2. 接続約款第10条の2第2項第7号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙に記載し添付すること。

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額 1,133 円とします。

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) [印]

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2. 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。

3. 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。

4. 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

様式第1別紙1

事前照会申込 (相互接続点)

地区名 (ビル名)		年月日
業務開始予定時期	専用サービス	年月日
伝送区間	電話サービス	年月日
	NTT東日本 /	
	NTT西日本	
	NCC	
伝送方式		
伝送システム数	S時	
	終局	
接続次群		
アンテナ種別、数量		
設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥
	総重量	Kg/m <sup>2</sup>
	発熱量	
	所要容量	
	電圧規格	
	電磁誘導	VCCI適合
	キャピネット	有 無
	排気条件	排気種別 上部 背面 (前面) 側面
		排気ファン 有 (強制空冷) 無 (自然空冷)
空調設備概要	温度条件	
	湿度条件	
電力設備概要	電源種別	
	供給条件	
	接地種別	
線路・土木	ルート数	
	管路条数	
	ケーブル条数	
	心線数	
	心線種別	
利用内登		
その他		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料 (様式任意) を添付すること。  
 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込みむ場合は、その箇所を示す図 (様式任意) を添付すること。

- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値（単位アンペア）で記入すること。

様式第1別紙2  
(略)

様式第1別紙3

事前照会内容 (光信号中継回線)

No	コート	区間	調査希望芯線数	光回線設備接続 E・J・Mにおける 2材利用の有無	接続開始希望 時期	備考
		当社の通信用建物名				
		当社の通信用建物名				
		～				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (第10条の2第3項関係)

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日 付 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすること を要します。

注 接続約款第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙に記載し添付します。

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日 付 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすること を要します。

注1 第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。

2 第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。

3 第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。

様式第2別紙1

事前照会回答（相互接続点）

調査結果	対象ビル名
	住所
	各種工事の有無
	条件
	判定結果及びその理由
	コロケーションの場所及びその選定理由
	調査費用及びその内訳
	種かり保守等契約等に基づく負担額

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。  
 2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

様式第2別紙2  
（略）

様式第2別紙3

事前照会回答（光信号中継回線）

利用区間	接続開始希望期で提供可否	理由	区間	当社の通信用建物名	光主配線盤設置加	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置	コネクタ種別	提供可能時期	光回線設備接続における利用の有無	伝送損失	記事
	利用希望期	理由	区間	当社の通信用建物名	光主配線盤設置	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置	コネクタ種別	提供可能時期	光回線設備接続における利用の有無	伝送損失	
利用区間	～												

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。  
 4 アイテム別については、シグナル・モードの別及び使用波長を回答します。

様式第2別紙  
（略）

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査申込書

年 月 日  
第 号

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査)第1項の規定により、相互接続点調査を依頼します。

記

1. 調査内容	対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
---------	------	------	------------	----

2. 調査費用  
調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

様式第3別紙

地区名(ビル名)	年月日	年月日	年月日
業務開始予定時期	専用サービス	電話サービス	年月日
伝送区間	NTT東日本/N	NTT西日本	
	NCC		
伝送方式	S時		
伝送システム数	終局		
接続次群			
アンテナ種別、数量	外形の寸法	高 × 幅 × 奥	有 無
設備概要	総重量	Kg/m <sup>2</sup>	
	発熱量		
	所要容量		
	電圧規格	VCCI適合	
	電磁誘導		
	キャビネット	排気種別	上部 背面(前面)
	排気条件	排気ファン	側面 有(強制空冷) 無(自然空冷)
空調設備概要	温度条件		
	湿度条件		
電力設備概要	電源種別		
	供給条件		

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査及び設置申込書

年 月 日  
第 号

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査内容	対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
---------	------	------	------------	----

2. 調査費用  
調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

様式第3別紙

地区名(ビル名)	年月日	年月日	年月日
業務開始予定時期	専用サービス	電話サービス	年月日
伝送区間	NTT東日本/N	NTT西日本	
	NCC		
伝送方式	S時		
伝送システム数	終局		
接続次群			
アンテナ種別、数量	外形の寸法	高 × 幅 × 奥	有 無
設備概要	総重量	Kg/m <sup>2</sup>	
	発熱量		
	所要容量		
	電圧規格	VCCI適合	
	電磁誘導		
	キャビネット	排気種別	上部 背面(前面)
	排気条件	排気ファン	側面 有(強制空冷) 無(自然空冷)
空調設備概要	温度条件		
	湿度条件		
電力設備概要	電源種別		
	供給条件		

接地種別	
線路	
・	
土木	
利用内容	
その他	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 設置する装置の仕様、諸元等を示す資料（様式任意）を添付すること。  
 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。  
 4 装置の保護用ケーシング内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。  
 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。  
 6 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに調査を申込み場合には、その他欄にその旨を記入すること。

接地種別	
線路	
・	
土木	
利用内容	
その他	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料（様式任意）を添付すること。  
 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。  
 4 装置の保護用ケーシング内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。  
 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。  
 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。  
 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値（単位アンペア）で記入すること。

様式第4 (第10条の3第5項関係)

相互接続点調査回答書

殿

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

年 月 日 付 号で申込みのありました相互接続点の調査結果を下記の通り回答いたします。

記

1. 調査結果	
対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担額	

様式第5 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

氏名  所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の4 (相互接続点の設置の申込み) 第1項の規定により、弊社相互接続点調査申込書(年 月 日付 号)に対する貴社回答書(年 月 日)につきまして、回答書の内容で相互接続点の設置を申し込みます。

対象ビル	引き込み箇所等	記事

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4 (第10条の3第5項関係)

相互接続点調査回答書

殿

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

年 月 日 付 号で申込みのありました相互接続点の調査及び設置の申込みについて結果を下記の通り回答いたします。

記

1. 調査結果	
対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

注2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの) ことに回答します。

様式5 削除



様式第5-2 (第10条の4第4項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

年 月 日  
第 月 日  
号

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名  
所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の4 (相互接続点の設置の申込み) 第4項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由	工事申込予定日	年 月 日
2. 延伸後の工事に係る計画	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。  
3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式7-2 (第34条の2第1項関係)

線路設備調査申込書 (光信号中継回線)

年 月 日  
第 月 日  
号

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名  
所属(法人名等)

貴社接続約款第34条の2 (光信号中継回線の線路設備調査) 第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査を申し込みます。

1. 調査内容

接続を希望する線路設備の概要	合計	区間	芯
接続を希望する設備の条件等			
連絡先 (担当者氏名、電話番号)			

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 線路設備調査申込に際しては、別紙に記載し添付すること。

様式7-2別紙  
(略)

様式第5-2 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

年 月 日  
第 月 日  
号

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名  
所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の4 (相互接続点の設置) 第1項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由	工事申込予定日	年 月 日
2. 延伸後の工事に係る計画	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。  
3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式7-2 (第34条の2第1項関係)

線路設備調査及び接続申込書 (光信号中継回線)

年 月 日  
第 月 日  
号

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

氏名  
所属(法人名等)

貴社接続約款第34条の2 (光信号中継回線の線路設備調査及び線路設備接続申込) 第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

接続を希望する線路設備の概要	合計	区間	芯
接続を希望する設備の条件等			
連絡先 (担当者氏名、電話番号)			

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式7-2別紙  
(略)

様式第7-3 (第34条の2第2項関係)

線路設備調査回答書 (光信号中継回線)

第 年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社 印

年月日付け号にて線路設備調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計	区間	芯
調査費用	円	(消費税については別途申し受けます)	
その他			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7-3別紙 (略)

様式第7-4 (第34条の3第1項及び第34条の4第1項関係)

光回線設備接続申込書

第 年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社 殿

所属 (法人名等) 印  
 氏名

(光信号中継回線に係るもの)  
 貴社接続約款第34条の3 (光信号中継回線の接続申込み) 第1項の規定により、弊社線路設備調査申込書(年月日付け第号)に対する貴社線路設備調査回答書(年月日付け第号)の内容で、光回線設備との接続を申し込みます。  
 (光信号端末回線及び光信号局内伝送路に係るもの)  
 貴社接続約款第34条の4 (光信号端末回線及び光信号局内伝送路の接続申込) 第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-3 (第34条の2第2項関係)

線路設備調査回答書 (光信号中継回線)

第 年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社 印

年月日付け号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計	区間	芯
調査費用	円	(消費税については別途申し受けます)	
その他			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7-3別紙 (略)

様式第7-4 (第34条の4第1項関係)

光回線設備接続申込書

第 年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社 殿

所属 (法人名等) 印  
 氏名

貴社接続約款第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 光信号中継回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
- 3 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。
- 4 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙3に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込 (光信号中継回線)		
No	調査結果 (様式E別紙)	記録

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 様式7-3別紙の調査結果との関係がわかる形式で記載すること。

様式第7-4別紙2  
(略)

様式第7-4別紙3  
(略)

- 2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
- 3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1  
(略)

様式第7-4別紙2  
(略)

様式第7-5 (第34条の3第1項関係)

接続開始時期通知書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

所屬 (法人名等)  
氏名 印

貴社接続約款第34条の3 (光信号中継回線の接続) 第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書 (年 月 日付け第 号) について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	

様式第7-5別紙1

接続開始時期通知		
No	調査結果 (様式7-3 別紙)	記録

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 25 (第 92 条第 3 項関係)

自前工事実施申込書

年 月 日  
第 月 日  
号 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等) 氏名 印

貴社接続約款第 92 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第 3 項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

区分	内容	
相互接続点設置申込書の文書番号等		
ビル名		
工事内容		
依頼業務内容		
2. 具体的な工事の内容	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日
施工会社名 (予定)	装置名とその数量	電力容量 (A)
利用内容 (装置諸元等)	数量	発熱量 (KW)
その他		MDF 端子数 (回線)

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

様式第 25 (第 92 条第 3 項関係)

自前工事実施申込書

年 月 日  
第 月 日  
号 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等) 氏名 印

貴社接続約款第 92 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第 3 項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

区分	内容	
相互接続点調査及び設置申込書の文書番号等		
ビル名		
工事名		
工事内容		
依頼業務内容		
2. 具体的な工事の内容	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日
施工会社名 (予定)	装置名とその数量	電力容量 (A)
利用内容 (装置諸元等)	数量	発熱量 (KW)
その他		MDF 端子数 (回線)

2. 申込者連絡先

所属名	
申込者	
連絡先	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。



		<p>イ 光信号端末回線の接続に係る工事が、光信号分岐端末回線に係るものに限られる場合</p>	<p>(7) (4)以外の場合 (4) 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合</p>	<p>8,274円</p>
	<p>(3) 当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合</p>	<p>ア イ以外の場合  イ その光信号端末回線に光信号分岐端末回線が含まれる場合</p>	<p>その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料の12ヶ月分に相当する額  その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-2第2欄に規定する加算料を除きます。)の12ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額に相当する額を加算した額</p>	<p>23,312円</p>

第3 光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第76条の2(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の)に定める手続きに係る違約金)第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合 (2) 当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手した後、当社が当該工事を完了するまでの間に撤回を行った場合 (3) 当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	4,488円  19,051円  29,187円

第4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分		違約金の額
(1) 接続申込者が、第76条の3(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	(2) 接続申込者が、第76条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保管料(保管料に限りません。)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限りません。)に相当する額 その申込みに係る設備使用料(受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1第4欄(イ)②Aに規定する料金額を含みます。)の6.4ヶ月分に相当する額

第5 電柱添架の手続きに係る違約金

区 分		違約金の額
(1)	第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架の申込みが当社に到達した後、同条第2項に規定する回答を当社が行うまでの間に、接続申込者が、第76条の4(電柱添架の手続きに係る違約金)に規定する電柱添架の申込みの撤回を行った場合の違約金	1,171円
(2)	第10条の13第2項に規定する回答を当社が行った後、電柱添架に関する個別契約を締結するまでの間に、接続申込者が、第76条の4に規定する電柱添架の申込みの撤回を行った場合の違約金	2,342円

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の実施前に、接続申込者が、従前の第10条の3(相互接続点の調査)第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合、従前の第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第1項の規定により光信号中継回線の線路設備調査の申込みを行った場合又は従前の第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の規定により光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合には、それらの申込みに係る手続きについては、なお従前の通り取り扱うものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、接続申込者が従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日以降に、同条第5項に規定する回答を当社が行ったときは、この改正規定の第10条の4(相互接続点の設置)第1項及び第2項を準用します。この場合において、「前条第5項」とあるのは「従前の第10条の3第5項」と、「回答及び承諾」とあるのは「回答」と、「前条第1項」とあるのは「従前の第10条の4第1項」と読み替えます。
- 4 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、従前の第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第3項に規定する工事(従前の第10条の4第4項の規定によりその工事の着手を延伸する場合は含みます。)が、その工事に着手した日から6ヶ月以内(この改正規定の実施前にその工事に着手したときは、この改正規定の実施日から6ヶ月以内とします。)に完了しないときは、従前の第10条の3第5項に規定する回答の空き場所の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、接続申込者が従前の第10条の4第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。ただし、接続申込者が当社に対し、工事を完了するまでの期間が6ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出、その理由が合理的であると当社が判断したときは、この限りではありません。



- 5 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第34条の4第1項の規定により光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期（光信号端末回線においては、同条第2項に規定する提供可能時期（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合はその光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期とします。）をいい、光信号局内伝送路においては、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。以下この項において同じとします。）から3ヶ月（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）が経過する日とのいずれか遅い日（提供可能時期がこの改正規定の実施前となる場合には、この改正規定の実施日から6ヶ月が経過する日とします。以下この項において「接続開始期日」といいます。）までに接続を開始しなかつたときは、従前の第34条の4第2項及び第5項に規定する回答は効力を失い、当社は接続申込者が同条第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。
- ただし、接続申込者が接続開始期日までに当社に対して接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であつて、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。
- 6 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が行った従前の第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用を開始したものとみなします。
- 7 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第34条の4第1項の規定により光信号端末回線との接続の申込みを行った場合においては、接続申込者は、同条第2項に規定する回答を当社が行つた日（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合はその光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期を接続申込者に通知した日とします。）から3ヶ月が経過する日（この改正規定の実施前に当社がその回答又は通知を行ったときは、この改正規定の実施日から3ヶ月が経過する日とします。以下この項において「工事日指定期日」といいます。）までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わなかつたときは、同条第2項に規定する回答は効力を失い、当社は工事日指定期日をもって、接続申込者が同条第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。
- ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であつて、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。
- 8 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日以降に従前の第10条の4第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行ったときは、この改正規定の第76条の3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続に係る連約金）の規定を準用します。この場合において、「第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する回答を当社が行つた日から」とあるのは、「従前の第10条の4（相互接続点の設置の申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から」と、「第10条の4（相互接続点の設置）第2項若しくは第4項」とあるのは「従前の第10条の4第3項（同条第4項において準用される場合を含みます。）」と、それぞれ読み替えます。
- 9 この改正規定実施前に接続申込者が当社の電柱（当社の通信用建物の敷地内のものを除きます。）に装置等を設置する申込みを行った場合であつて、この改正規定の実施日以降において、接続申込者が、その装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を当社に提出したときは、その装置等が接続に必要な装置等であると当社が確認できたとときから、その装置等の設置をこの改正規定の電柱添架として取り扱うものとします。